

明細書又は図面の補正に関する事例集

(改訂版)

新規事項の判断に関する事例

限定的減縮の判断に関する事例

特許庁

1. 新規事項の判断に関する事例

新規事項の判断に関する事例 1

類型:上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

ロータリースイッチ

(特許請求の範囲)

複数の固定端子 9 a ~ 9 d を備えた端子板 8 に回動可能にセレクトア 1 2 を保持させ、上記セレクトア 1 2 として固定端子 9 a ~ 9 d と接触する摺動軌跡上に多数の透孔 1 5 を設けた一枚の導電板 1 4をこの透孔 1 5 より突出する絶縁突出部 1 6 を設けた絶縁板 1 3 に貼りつけてなるロータリースイッチ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

合成樹脂などの絶縁体よりなる端子板 8 の一端部には、弾性体よりなる固定端子 9 が 4 本リベット 1 0 などによって固着されている。端子板の中央には、ロータリーシャフト 1 1 に結合されて回動するセレクトア 1 2 が配置されている。セレクトア 1 2 は、合成樹脂などの絶縁板 1 3 の表面に一枚の導電板 1 4を貼り付けて構成されている。この導電板 1 4の固定端子 9 b ~ 9 d が接触する面の摺動軌跡上には透孔 1 5 が形成され、この透孔 1 5 からは、絶縁板 1 3 と一体に形成した透孔 1 5 の形状とほぼ相似形の絶縁突出部 1 6 が突出している。

補正後の明細書

(発明の名称)

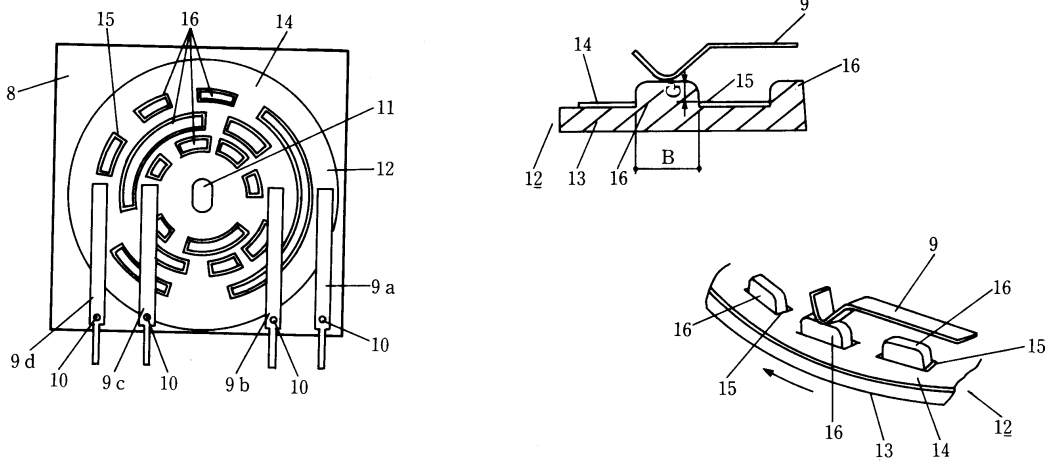
(特許請求の範囲)

多数の透孔 1 5 を設けた一枚の銅板 1 4を

(発明の詳細な説明の抜粋)

銅板 1 4を貼り付けて構成されている。この銅板 1 4の固定端子 9 b ~ 9 d が接触する面の摺動軌跡上には透孔 1 5

(図面)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

導電板として銅板を用いることは、普通に行われていることではあるが、当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも「銅板」についての記載はなく、また、当初の明細書又は図面に記載した事項である「導電板」には、「銅板」に限らず、アルミニウム板、銀箔板等も想定され、その他の当初の記載事項を参酌しても、「銅板」しか意味していないものとは認められないから、「銅板」は、直接的かつ一義的に導き出せたものともいえない。

新規事項の判断に関する事例 2

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

熱可塑性樹脂組成物

(特許請求の範囲)

熱可塑性樹脂 100 重量部に対して、リン酸エステル 50～200 重量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本願におけるリン酸エステルは熱可塑性樹脂の難燃性を改善するのに有効である。熱可塑性樹脂としてはポリエステル、ポリアミド等が例示される。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

縮合系の熱可塑性樹脂 100 重量部に対して、リン酸エステル 50～200 重量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

「熱可塑性樹脂」には「縮合系熱可塑性樹脂」に限らず、付加重合系熱可塑性樹脂等も含まれる。また、「ポリエステル、ポリアミド」の上位概念としては「縮合系熱可塑性樹脂」に限らず、鎖状熱可塑性樹脂、熱可塑性合成樹脂等の上位概念が存在し、出願当初明細書の「熱可塑性樹脂」及び「ポリエステル、ポリアミド」のいずれの記載からも、補正後の「縮合系熱可塑性樹脂」を直接的かつ一義的に導き出すことはできない。

新規事項の判断に関する事例3

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) 電子制御式ゲーム機	(発明の名称)
(特許請求の範囲)	(特許請求の範囲)
電子式ゲーム機。	
(発明の詳細な説明の抜粋) 従来ゲーム用の遊技媒体 (たとえばコイン、球等)を遊技者が 投入することに基づいてゲームを行い その結果ゲーム媒体を賞として排出す るゲーム機が知られている。 本願発明の遊技機は遊技 媒体(例えばコイン等)を投入し、 <u>遊技媒体としてコインを使 用するコインゲーム機を例に挙げて説 明したが、遊技媒体として球を使用す るものであってもよい。</u>	(発明の詳細な説明の抜粋) <u>遊技媒体としてコインを使 用するコインゲーム機を例に挙げて説 明したが、遊技媒体として球を使用す るもの、あるいはコイン数または金額 が記憶された遊技カードを使用するも のであってもよい。</u>

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

出願当初の明細書には、「遊技媒体」と上位概念で記載されており、遊技媒体の例示として、コイン、球については記載されているものの、「遊技カード」を用いる点については記載されていないこと、及び「遊技媒体」の下位概念としては、コイン、球、コイン数または金額が記憶された遊技カード以外にも、紙幣、コイン数や金額を記憶するメモリカセット等が考えられることから、「遊技媒体」という記載が「コイン数または金額が記憶された遊技カード」しか意味していないとは言えず、またその他の当初記載中にもそのような根拠となる記載は見当たらないから補正後の事項は直接的かつ一義的に導かれるものではない。

新規事項の判断に関する事例 4

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

コンバインの走行装置におけるローリング制御装置

(特許請求の範囲)

クローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の油圧シリンダーの一端を取付け、該油圧シリンダーの另一端を機体に取り付けたローリング制御装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

コンバインが凸凹のある田畑で走行する際に機体が傾斜することを防止するローリング制御装置に関する。

補正後の明細書

(発明の名称)

クローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の流体圧シリンダーの一端を取付け、該流体圧シリンダーの另一端を機体に取り付けたローリング制御装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

「油圧シリンダー」を上位概念の表現である「流体圧シリンダー」に補正した。当業者であれば、「油圧シリンダー」には限らず「流体圧シリンダー」であれば同等の作用効果が奏されることは十分予想可能ではあるが、出願当初の明細書に上位概念の表現である「流体圧シリンダー」は記載されておらず、「油圧シリンダー」の上位概念としては「流体圧シリンダー」に限らず、液体圧シリンダー等も想定し得るので、「油圧シリンダー」との記載が「流体圧シリンダー」のみを意味していたとは認められず、また他にこのように言える記載も見当たらない。

新規事項の判断に関する事例 5

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

球状黑板の受台

(特許請求の範囲)

数本の支脚(2)を有する台座(1)上に、支軸(3)に回転自在に軸承した支腕(3)に対し偏心して球体(5)を軸支した球座(A)を、数个配設してなる球状黑板(6)の受台。

(発明の詳細な説明の抜粋)

台座(1)の旋回、球体(5)の回転によって、球状黑板(6)は自由に旋回、回転することができる。

したがって、球状黑板(6)の受台として好適である。

(図面)

図 1

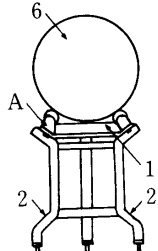
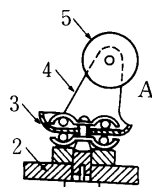


図 2



補正後の明細書

(発明の名称)

球状物体の受台

(特許請求の範囲)

球状物体(6)の受台。

(発明の詳細な説明の抜粋)

球状物体は自由に旋回、回転させて新しい面を表に向けることができ、球状物体の受け台として好適である。

(図面)

図 1

図 2

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正によって「球状黑板」の受台が「球状物体」の受台に補正された。

球座(A)及び球体(5)の作用は、当初明細書における「球状黑板」についてのみ生じるものではなく、被支持体が球状体であることによって生じるものであることは自明であり、「球状黑板」を「球状物体」に補正することは、発明の構成に関する技術的事項を変更するものではなく、要旨変更には当たらないが、当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも「球状物体」についての記載はなく、また、当初の明細書又は図面に記載した事項である「球状黑板」の上位概念としては、

「球状物体」に限らず、球状筆写用板等も想定され、その他の当初の記載事項を参酌しても、「球状物体」しか意味していないものとは認められないから、「球状物体」は、直接的かつ一義的に導き出せたものともいえない。

新規事項の判断に関する事例 6

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) 消化器官用剤	(発明の名称)
(特許請求の範囲) 1 . シメチジンからなる消化器官用剤 2 . ヒスタミンH ₂ 拮抗剤である請求 項 1 記載の消化器官用剤。	(特許請求の範囲) 1 . シメチジンからなる消化性潰瘍 治療剤。
(発明の詳細な説明の抜粋) 本願発明の薬剤は、消化器官に作用しヒスタミンH ₂ 拮抗剤として用いられる。	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正後の特許請求の範囲に記載された「消化性潰瘍治療剤」は「消化器官用剤」の下位概念であるが、「消化器官用剤」には、「消化性潰瘍治療剤」に限らず、健胃剤・消化剤、整腸剤等の他の薬剤が含まれることから、「消化器官用剤」という記載事項から「消化性潰瘍治療剤」という事項は直接的かつ一義的には導き出せない。

また、「消化性潰瘍治療剤」は、「ヒスタミンH₂拮抗剤」の上位概念であるが、「ヒスタミンH₂拮抗剤」は、「消化性潰瘍治療剤」に限らず、「胃液分泌抑制剤」等の他の薬剤もその上位概念となるから、「ヒスタミンH₂拮抗剤」という記載された事項からも「消化性潰瘍治療剤」という事項は、直接的かつ一義的に導き出せない。

新規事項の判断に関する事例7

類型:上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) あん	(発明の名称) アイスクリーム用あん
(特許請求の範囲) ゆで小豆、甘味料及びグリセリンを含有する <u>あん</u> 。	(特許請求の範囲) ゆで小豆、甘味料及びグリセリンを含有する <u>アイスクリーム用あん</u> 。
(発明の詳細な説明の抜粋)従来のおんにグリセリンを添加することにより、保存性に優れ、しかも冷凍時に凍結しないという効果が奏せられる。	(発明の詳細な説明の抜粋) <p style="text-align: right;">奏せ られ、<u>特にアイスクリーム用に最適である。</u></p>

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

出願当初の明細書中に「冷凍時に凍結しない」という記載があるが、当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも「アイスクリーム用あん」についての記載はなく、冷凍時に凍結しないあんは「アイスクリーム用」に限らず、種々の用途に使用されるものであるから、「凍結しないあん」が、その他の当初の記載事項を参酌しても、「アイスクリーム用あん」しか意味していないものとは認められず、「アイスクリーム用あん」は、直接的かつ一義的に導き出せたものとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 8

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

集中応力部分布測定方法

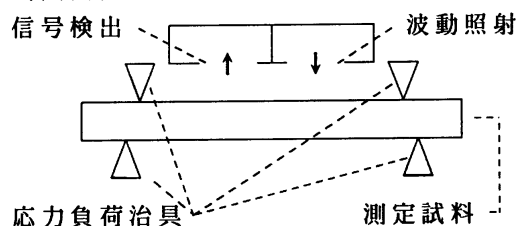
(特許請求の範囲)

測定試料に任意の荷重を負荷し、この荷重の負荷により前記測定試料に応力集中部を生じさせ、前記荷重の負荷状態を維持しつつ、前記応力集中部周辺における応力分布を波動照射により試料から得られる信号を分析することによって測定する方法。

(発明の詳細な説明の抜粋)

応力負荷治具によって測定試料に任意の荷重を負荷した状態で、微小X線法又は超音波顕微鏡法を適用して、集中応力分布の測定をすることができる。

(図面)



[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

補正により特許請求の範囲に記載された発明が、「波動照射による応力分布測定方法」(上位概念)から「微小X線照射による応力分布測定方法」(下位概念)に補正された。しかし、「微小X線法を適用すること」は出願当初の明細書の発明の詳細な説明に記載されていた事項であるから、この補正は認められる。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

測定試料に任意の荷重を負荷し、この荷重の負荷により前記測定試料に応力集中部を生じさせ、前記荷重の負荷状態を維持しつつ、前記応力集中部周辺における応力分布を微小X線照射により試料から得られる信号を分析することによって測定する方法。

(発明の詳細な説明の抜粋)

応力負荷治具によって測定試料に任意の荷重を負荷した状態で、微小X線法を適用して、集中応力分布の測定をすることができる。

新規事項の判断に関する事例 9

類型: 上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書

(発明の名称)

油性固形化粧料

(特許請求の範囲)

1. 油溶性高分子物質、沸点 280 以下の揮発性油剤及び固形油脂を必須成分として含有することを特徴とする油性固形化粧料。
2. 油溶性高分子物質が側鎖に C₈以上の長鎖アルキル基を有するビニルモノマーの重合体又は共重合体である請求項 1 記載の油性固形化粧料。
3. 油溶性高分子物質がポリイソプレン、エチレンプロピレンゴム、エチレン酢酸ビニルコポリマー及びポリブタジエンから選ばれたゴム状ポリマーである請求項 1 記載の油性固形化粧料。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

1. 油溶性高分子物質、沸点 280 以下の揮発性油剤及び固形油脂を必須成分として含有し、該油溶性高分子物質が側鎖に C₈以上の長鎖アルキル基を有するビニルモノマーの重合体若しくは共重合体、又はポリイソプレン、エチレンプロピレンゴム、エチレン酢酸ビニルコポリマー及びポリブタジエンから選ばれたゴム状ポリマーであることを特徴とする油性固形化粧料。

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

当初明細書の請求項 1 に記載された発明の発明特定事項である「油溶性高分子物質」として「側鎖に C₈以上の長鎖アルキル基を有するビニルモノマーの重合体又は共重合体」又は「ポリイソプレン、エチレンプロピレンゴム、エチレン酢酸ビニルコポリマー及びポリブタジエンから選ばれたゴム状ポリマー」を採用する旨の技術的限定を付した発明が当該明細書の請求項 2、3 にそれぞれ記載されているから、補正後の特許請求の範囲に記載した事項は当初明細書に記載した事項である。

新規事項の判断に関する事例 10

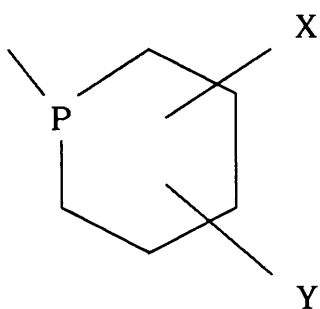
類型: マーカッシュ形式のクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)

ホスファン誘導体

(特許請求の範囲)

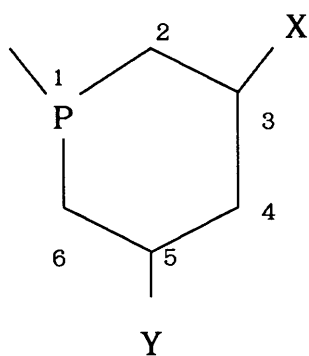


X = アルキル、アルケニル

Y = フェニル、アルコキシ

(発明の詳細な説明)

好ましくは、



補正後の明細書

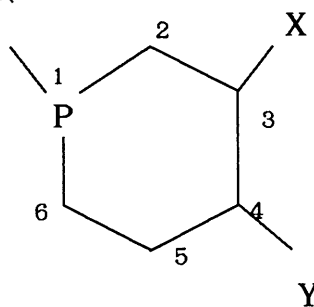
(発明の名称)

(特許請求の範囲)

(発明の詳細な説明)

好ましくは、

又は、



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初明細書には、X, Yの置換位置として具体的に3 - X、5 - Yのホスファン誘導体が記載されているだけであり、3 - X、4 - Yのものは記載されていない。置換位置の特定されていない出願当初の特許請求の範囲に記載された事項は、

X, Yの位置配置の組み合わせにおいて、13種の可能性を含む不特定のものを意味していたに過ぎず、3 - X, 4 - Yの位置関係についての記載事項は、その記載から直接的かつ一義的に導き出せない。

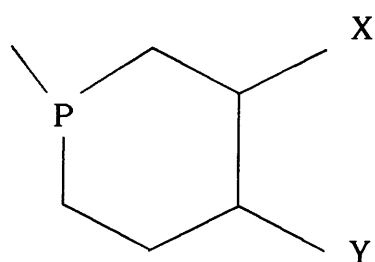
新規事項の判断に関する事例 11

類型: マーカッシュ形式のクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)
ホスファン誘導体

(特許請求の範囲)



X = アルキル、アルケニル、アミノ、
アラキル、ハロゲン、
シクロアルキル

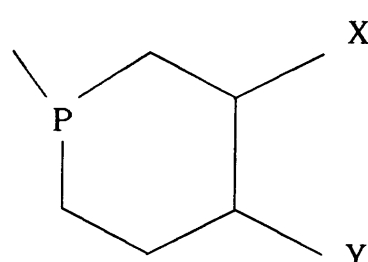
Y = アルキル、フェニル、アルコキシ

(X = アルキル、Y = フェニルに相当
する化合物に関する記載はない。)

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)



X = アルキル

Y = フェニル

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、当初明細書に記載されていた選択肢のみで構成されているが、置換基 X 及び置換基 Y の選択肢が唯一となり、特定の選択肢の組み合わせが明細書に記載されることとなる。このような X = アルキル及び Y = フェニルという特定の組み合わせを採用することは出願当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも記載されておらず、また、他の記載事項から直接的かつ一義的に導き出せるものでもない。

新規事項の判断に関する事例 12

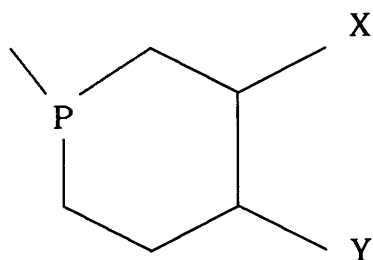
類型: マーカッシュ形式のクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)

ホスファン誘導体

(特許請求の範囲)

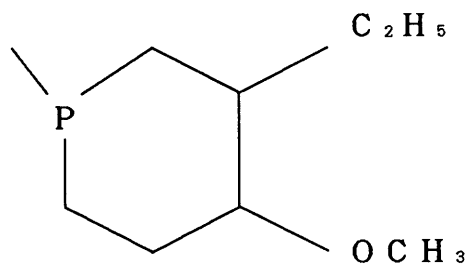


X = アルキル、アルケニル、アミノ、
アラルキル、ハロゲン、
シクロアルキル

Y = アルキル、フェニル、アルコキシ

(発明の詳細な説明)

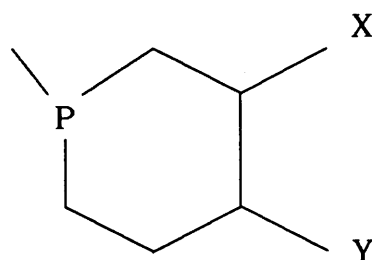
実施例として、



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

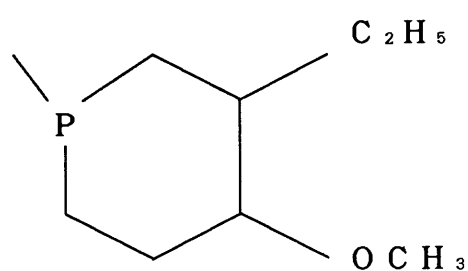


X = アルキル

Y = アルコキシ

(発明の詳細な説明)

実施例として、



[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、当初明細書に記載されていた選択肢のみで構成されている。

また、補正後、置換基 X 及び置換基 Y の選択肢が唯一となり、特定の選択肢の組み合わせが明細書に記載されることとなるが、当初明細書の発明の詳細な説明

における、置換基 X = エチル(アルキルの下位概念)及び置換基 Y = メトキシ(アルコキシの下位概念)の化学物質に関する実施例の記載と特許請求の範囲の記載とを総合すれば、これらの記載は、X = アルキル及び Y = アルコキシという上記特定の組み合わせを採用することだけを意味していたことが明らかといえる。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載された化学物質は、当初明細書に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せる事項である。

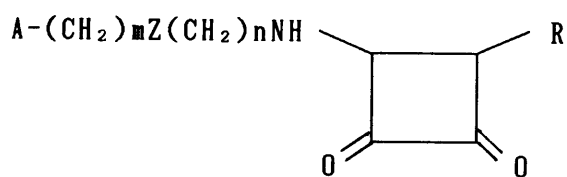
新規事項の判断に関する事例 13

類型: マーカッシュ形式のクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)
シクロブタンジオン化合物類

(特許請求の範囲)

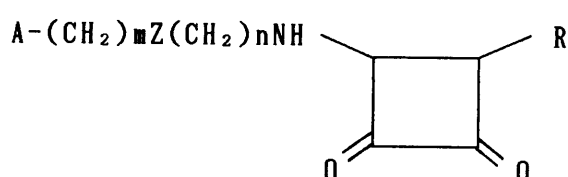


Z = 硫黄、酸素またはメチレン
m = 1 ~ 3
n = 1 ~ 2
R = アルキル、アルケニル、フェニル
アルコキシ、シクロアルキル、
ハロゲン、アミノ

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)



Z = 硫黄、酸素またはメチレン
m = 1 ~ 3
n = 1 ~ 2
R = アルキル、アルケニル、フェニル
アルコキシ、シクロアルキル、

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、当初明細書に記載されていた選択肢のみで構成されており、かつ補正後の選択肢の組み合わせに関しても当初明細書に記載のない特定の選択肢の組み合わせに変更したものでなく、選択肢に係る記載には何等の新たな事項が加わっていない。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載した事項は、当初明細書に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せる事項である。

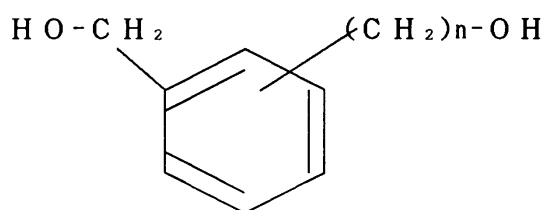
新規事項の判断に関する事例 14

類型: マーカッシュ形式のクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)
フルオル置換ベンジルアルコール

(特許請求の範囲)

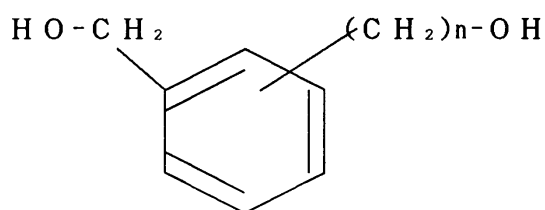


..... nは2～5の整数

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)



..... nは3～5の整数

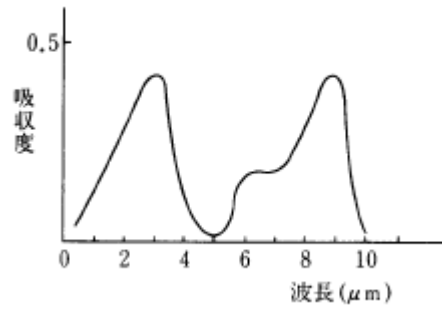
[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

「n = 2～5の整数」という記載と「nは2、3、4或いは5」という記載、及び「n = 3～5の整数」という記載と「nは3、4或いは5」という記載は表現上の差異があるだけであって、その意味することは完全に同一である。

したがって、「nは2、3、4或いは5」という記載を「nは3、4或いは5」とする補正は、選択肢の一部を削除したに過ぎず、削除の補正後の事項は当初明細書に記載された事項であるので、「n = 2～5の整数」を「n = 3～5の整数」とする補正は新規事項の追加にならない。



新規事項の判断に関する事例 15

類型: 数値限定

出願当初の明細書

(発明の名称)

遠赤外線利用の靱乾燥方法

(特許請求の範囲)

遠赤外線を靱に照射して乾燥させる遠赤外線利用の靱乾燥方法であって、前記遠赤外線の波長が 3 μm もしくは 9 μm である遠赤外線利用の靱乾燥方法。

(発明の詳細な説明の抜粋)

遠赤外線の吸収度は、波長が 3 μm 及び 9 μm のときにピーク値をとり、この波長の遠赤外線が靱の乾燥に最も有効である。

補正後の明細書

(発明の名称)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初明細書又は図面には、靱の乾燥に有効な吸収度の下限を 0.3 と設定することについての直接の記載はなく、また、当初明細書又は図面の記載が、靱の乾燥に有効な吸収度の下限が 0.3 であることを意味していたことが当業者にとって明らかとも認められないから、この補正は、当初の明細書または図面から直接的かつ一義的に導き出せるものとはいえない。

(特許請求の範囲)

2 ~ 3.5 μm も

し

くは 8 ~ 9.5 μm である

(発明の詳細な説明の抜粋)

遠赤外線の吸収度が 0.3 を越える、2 ~ 3.5 μm もしくは 8 ~ 9.5 μm の波長の遠赤外線であれば靱の乾燥に有効である。

(図面)

注) 吸収度が 0.3 を越える波長が 2 ~ 3.5 μm , 8 ~ 9.5 μm であることは図面から読みとることができる。

新規事項の判断に関する事例 16

類型:数値限定

出願当初の明細書
(発明の名称)
安定化されたレゾルシン配合剤

(特許請求の範囲)
粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を 0.001~2 質量% 添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。

(発明の詳細な説明の抜粋)
乳酸の配合剤としては、0.05~2 質量%が好ましい。
(0.1 質量%、1 質量%という値は記載されていない。)

補正後の明細書
(発明の名称)

(特許請求の範囲)
粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を 0.1~1 質量% 添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]
新規事項の追加となる。

[説明]
0.1 質量%、1 質量%という数値のいずれも出願当初の明細書に記載されておらず、また、「0.1~1 質量%」いう数値範囲しか意味していないと認められる記載事項は、出願当初の明細書又は図面のいずれにも見当たらないので、「0.1~1 質量%」という数値限定は、出願当初に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せる事項ではない。

新規事項の判断に関する事例 17

類型: 数値限定

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) 中空微小体	(発明の名称)
(特許請求の範囲) <u>200 ~ 10000 μmの実質的に均一な直径と、0.1 ~ 1000 μmの実質的に均一な壁厚とを有し、.....</u>中空ガラス微小球。	(特許請求の範囲) <u>500 ~ 6000 μmの実質的に均一な直径と、0.5 ~ 400 μmの実質的に均一な壁厚とを有し、.....</u>中空ガラス微小球。
(発明の詳細な説明の抜粋) ガラス微小球は、望まれる最終用途に依存して、種々の直径及び壁厚とすることができ、直径は 200 ~ 10000 μm 、 <u>好ましくは 500 ~ 6000 μm</u> であり、壁厚は、0.1 ~ 1000 μm 、 <u>好ましくは 0.5 ~ 400 μm</u> である。	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

この補正は、中空ガラス微小体の直径及び壁厚を、出願当初の明細書に「好ましい範囲」として記載していた数値範囲に限定するものであり、補正後の数値範囲は当初明細書に記載した事項に該当する。

新規事項の判断に関する事例 18

類型: 数値限定

出願当初の明細書				補正後の明細書			
【発明の名称】 仮止め用接着剤				【発明の名称】			
【特許請求の範囲】 HLB 値 <u>7.5 ~ 11</u> のホリグ リセリンの脂肪酸エステル、ホリグ リセリンのエチレンオキサイド付加物又はホリグ リセリンのプロピレンオキサイド付加物の 1 種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤。				【特許請求の範囲】 HLB 値 <u>8.5 ~ 11</u> のホリグ リセリンの脂肪酸エステル、ホリグ リセリンのエチレンオキサイド付加物又はホリグ リセリンのプロピレンオキサイド付加物の 1 種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤。			
【発明の詳細な説明】の抜粋				【発明の詳細な説明】の抜粋			
【実施例】				【実施例】			
HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)	HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)
11	50	0.0118	40 秒	11	50	0.0118	40 秒
10	60	0.0147	50 秒	10	60	0.0147	50 秒
9.5	50	0.0118	40 秒	9.5	50	0.0118	40 秒
9	60	0.0196	1 分 10 秒	9	60	0.0196	1 分 10 秒
8.5	65	0.0294	1 分 40 秒	8.5	65	0.0294	1 分 40 秒
8	72	0.0490	2 分 15 秒	8	72	0.0490	2 分 15 秒
7.5	85	0.0784	3 分 20 秒	7.5	85	0.0784	3 分 20 秒
.....						
上記接着剤の有効成分は、その HLB 値が、7.5 ~ 11 である。				上記接着剤の有効成分は、その HLB 値が、7.5 ~ 11 である。			

(注) HLB 値 界面活性剤の分子内にもつ親水基と親油基のつり合いを数量的に表したもの

[結論]

新規事項の追加とならない。

[理由]

当該補正は、当初明細書に記載された HLB 値に関する数値範囲「7.5～11」の内、最小値を変更して「8.5～11」とするものである。

本事例では、補正後の数値範囲を特定する数値(HLB 値 8.5 及び HLB 値 11)が、上記当初明細書において、実施例の数値として記載されており、かつ、補正後の数値範囲(HLB 値 8.5～11)は、当初明細書に記載された数値範囲(HLB 値 7.5～11)に含まれているものである。これらの記載を含めて本事例の記載を総合的に判断すると、補正後の数値範囲(HLB 値 8.5～11)は、当初明細書に記載されていた事項であるといえる。

したがって、当該補正は、新規事項の追加とならない。

新規事項の判断に関する事例 19

類型: 数値限定

出願当初の明細書	補正後の明細書																																																																
<p>【発明の名称】 仮止め用接着剤</p>	<p>【発明の名称】</p>																																																																
<p>【特許請求の範囲】 HLB 値 <u>9 ~ 11</u> のホリグ リセリンの脂肪酸エステル、ホリグ リセリンのイソノキサイド付加物又はホリグ リセリンのノビレンキサイド付加物の 1 種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤</p>	<p>【特許請求の範囲】 HLB 値 <u>7.5 ~ 11</u> のホリグ リセリンの脂肪酸エステル、ホリグ リセリンのイソノキサイド付加物又はホリグ リセリンのノビレンキサイド付加物の 1 種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤</p>																																																																
<p>【発明の詳細な説明】の抜粋 【実施例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>HLB</th> <th>軟化点 ()</th> <th>接着強さ (Pa)</th> <th>洗浄時間 (60 温水)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11</td><td>50</td><td>0.0118</td><td>40 秒</td></tr> <tr><td>10</td><td>60</td><td>0.0147</td><td>50 秒</td></tr> <tr><td>9.5</td><td>50</td><td>0.0118</td><td>40 秒</td></tr> <tr><td>9</td><td>60</td><td>0.0196</td><td>1 分 10 秒</td></tr> <tr><td>8.5</td><td>65</td><td>0.0294</td><td>1 分 40 秒</td></tr> <tr><td>8</td><td>72</td><td>0.0490</td><td>2 分 15 秒</td></tr> <tr><td>7.5</td><td>85</td><td>0.0784</td><td>3 分 20 秒</td></tr> </tbody> </table>	HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)	11	50	0.0118	40 秒	10	60	0.0147	50 秒	9.5	50	0.0118	40 秒	9	60	0.0196	1 分 10 秒	8.5	65	0.0294	1 分 40 秒	8	72	0.0490	2 分 15 秒	7.5	85	0.0784	3 分 20 秒	<p>【発明の詳細な説明】の抜粋 【実施例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>HLB</th> <th>軟化点 ()</th> <th>接着強さ (Pa)</th> <th>洗浄時間 (60 温水)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11</td><td>50</td><td>0.0118</td><td>40 秒</td></tr> <tr><td>10</td><td>60</td><td>0.0147</td><td>50 秒</td></tr> <tr><td>9.5</td><td>50</td><td>0.0118</td><td>40 秒</td></tr> <tr><td>9</td><td>60</td><td>0.0196</td><td>1 分 10 秒</td></tr> <tr><td>8.5</td><td>65</td><td>0.0294</td><td>1 分 40 秒</td></tr> <tr><td>8</td><td>72</td><td>0.0490</td><td>2 分 15 秒</td></tr> <tr><td>7.5</td><td>85</td><td>0.0784</td><td>3 分 20 秒</td></tr> </tbody> </table>	HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)	11	50	0.0118	40 秒	10	60	0.0147	50 秒	9.5	50	0.0118	40 秒	9	60	0.0196	1 分 10 秒	8.5	65	0.0294	1 分 40 秒	8	72	0.0490	2 分 15 秒	7.5	85	0.0784	3 分 20 秒
HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)																																																														
11	50	0.0118	40 秒																																																														
10	60	0.0147	50 秒																																																														
9.5	50	0.0118	40 秒																																																														
9	60	0.0196	1 分 10 秒																																																														
8.5	65	0.0294	1 分 40 秒																																																														
8	72	0.0490	2 分 15 秒																																																														
7.5	85	0.0784	3 分 20 秒																																																														
HLB	軟化点 ()	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60 温水)																																																														
11	50	0.0118	40 秒																																																														
10	60	0.0147	50 秒																																																														
9.5	50	0.0118	40 秒																																																														
9	60	0.0196	1 分 10 秒																																																														
8.5	65	0.0294	1 分 40 秒																																																														
8	72	0.0490	2 分 15 秒																																																														
7.5	85	0.0784	3 分 20 秒																																																														
<p>上記接着剤の有効成分は、その HLB 値が、7.5 ~ 11 である。 また、HLB 値 9 ~ 11 のものが特に好ましい。</p>	<p>上記接着剤の有効成分は、その HLB 値が、7.5 ~ 11 である。 また、HLB 値 9 ~ 11 のものが特に好ましい。</p>																																																																

(注) HLB 値 界面活性剤の分子内にもつ親水基と親油基のつり合いを数量的に表したもの

[結論]

新規事項の追加とならない。

[理由]

当該補正は、当初明細書の特許請求の範囲に記載された HLB 値に関する数値範囲「9～11」の内、最小値を変更して「7.5～11」とするものである。

本事例において、補正後の特許請求の範囲に記載された数値範囲(HLB 値 7.5～11)は、上記当初明細書の発明の詳細な説明に記載されていた事項である。

したがって、当該補正は、新規事項の追加とならない。

新規事項の判断に関する事例 20

類型: 除くクレーム

出願当初の明細書

(発明の名称)

感光性平版印刷版

(特許請求の範囲)

親水化処理したアルミニウム板上に、ケン化度 60～80 モル%の部分ケン化

ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を1個以上有する光重合性モノマーからなる感光層を設けた感光性平版印刷版において、該感光層に含窒素複素環カルボン酸を当該部分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本発明に用いられる含窒素複素環カルボン酸には、ピコリン酸、ニコチン酸、イソニコチン酸等が含まれている。

(「含窒素複素環カルボン酸」が「ニコチン酸」である発明を記載した先行技術文献が発見された。)

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

補正後の特許請求の範囲の記載の一部を「含窒素複素環カルボン酸(ニコチン酸を除く)」とした補正は、先行技術として文献に記載された事項のみを除外することを明示したものであって、いわゆる「除くクレーム」にする補正に該当するので、当初明細書から直接的かつ一義的に導き出せない事項を記載したものであるが、例外的に新規事項とは取り扱わない。

また、発明の詳細な説明における補正は、感光層の特徴材料である含窒素複素環カルボン酸の選択肢の中から、「ニコチン酸」を除いたにすぎず、削除の結果

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

親水化処理したアルミニウム板上に、ケン化度 60～80 モル%の部分ケン化

ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を1個以上有する光重合性モノマーからなる感光層を設けた感光性平版印刷版において、該感光層に含窒素複素環カルボン酸(ニコチン酸を除く)を当該部分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本発明に用いられる含窒素複素環カルボン酸には、ピコリン酸、イソニコチン酸等が含まれている。

残った記載は当初明細書に記載した事項である。

新規事項の判断に関する事例 21

類型:効果の補正

出願当初の明細書

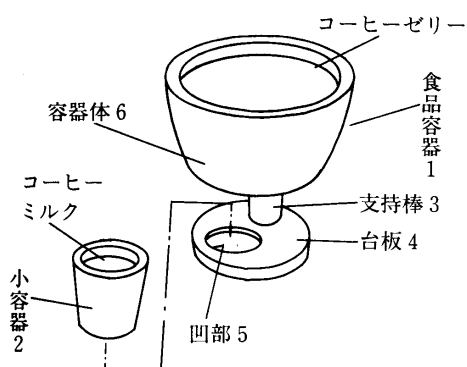
(発明の名称)

食品容器

(発明の詳細な説明の抜粋)

食品容器 1 の凹部 5 に小容器 2 を嵌合させて着脱自在に保持する。食品容器 1 と小容器 2 とを一体的に組込むことができ、持運びに便利である。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

更に、支持棒 3 を台板 4 と容器体 6 に対してそれぞれ偏心位置で連結しているので、支持棒 3 を支点として台板 4 と容器体 6 とは上下方向にたわみ易く、小容器 2 を容易に取り外すことができる。

(図面)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

出願当初の図面の記載から、支持棒 3 を台板 4 と容器体 6 に対してそれぞれ偏心位置で連結していることは明らかであるが、追加記載された作用（台板 4 と容器体 6 とが上下方向にたわみ易い）及び効果（小容器 2 を容易に取り出し可能）については、出願当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも直接記載されていない。そして、偏心位置で連結するという当該構成についての記載が上下方向にたわみ易いという上記作用のみを意味しているともいえないから、上記作用が一義的に導き出せるとはいえない。また、仮にその作用が一義的に導き出せるとしても、偏心位置で連結するという構成が奏する効果には、小容器の設置スペースの確保等も考えられるから、当該図面の記載が、小容器 2 が容易に取り外

せるという効果しか意味していないものとは認められない。したがって、この効果の追加記載も、出願当初の明細書または図面の記載から、直接的かつ一義的に導き出せるものではない。

新規事項の判断に関する事例 22

類型:効果の補正

出願当初の明細書

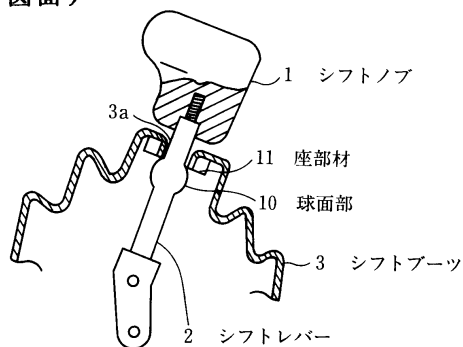
(発明の名称)

シフトブーツの固定構造

(発明の詳細な説明の抜粋)

シフトブーツの上端開口部に装着された座部材がシフトレバーの球面部に支持されて位置決めされるため、シフトレバーの作動位置の変化に対して、シフトブーツの上端開口部の追従性が向上する。

(図面)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初の明細書の記載によれば、座部材はシフトブーツ上端開口部をシフトレバーに対して位置決めして追従性を向上させるために設けられたものであり、座部材に関して補正後に追加記載された「補強」「疲労緩和」「開口部の形状維持」等の効果は当初の明細書又は図面のいずれの箇所にも記載されていない。また、当初明細書または図面のいずれの記載事項も、追加記載した効果しか奏しないことを意味しているものとは認められない。

補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

さらに、シフトブーツ上端開口部が座部材によって補強され、シフトブーツとシフトレバーの当接部の疲労が緩和されるとともに、シフトブーツ上端開口部の形状を維持することができる

(図面)

新規事項の判断に関する事例 23

類型:効果の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

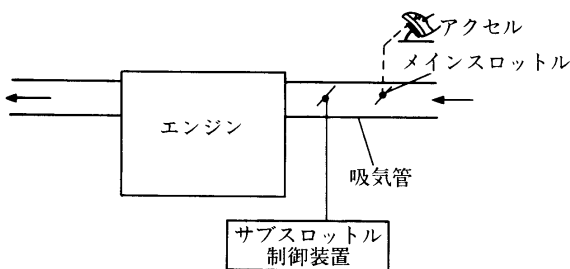
内燃機関の出力制御装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

吸気管内においてメインスロットルと直列に設けられたサブスロットルを開閉制御して、エンジン出力を制御するものにおいて、長期にわたってサブスロットルを作動させる機会がないと、サブスロットルが固着してしまい、作動不良になることがある。

そこで、エンジン作動中、サブスロットルを開閉駆動しても機関の作動状態に影響を与えないときを選んで定期的にサブスロットルを揺動させ、サブスロットルの固着を防止する。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

更に、冬季においては、アイシングによるサブスロットルの作動不良も防止できる。

(図面)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

長期不使用によるサブスロットルの固着と、アイシングによるサブスロットルの固着とは、固着の生じる条件が異なり、固着を防止するのに必要なサブスロットルの揺動時期は

本来異なると考えられるから、長期不使用に基づくサブスロットルの固着を防止する手段が、アイシングによるサブスロットルの固着を必ず防止できるとは限らないから、当初明細書の記載事項が、この効果を意味していたことが明らかとは到底いえない。したがって、補正により追加された効果は、当初の明細書又は図面から直接的かつ一義的に導き出せたとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 24

類型:効果の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

転写写真法

(特許請求の範囲)

感光乳剤を有する支持体を露光し、次いで現像定着剤を塗布し、これに受像層を重ね、拡散転写を行って、陰画像を得る方法。

(発明の詳細な説明の抜粋)

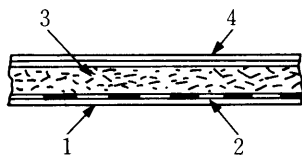
実施例

現像定着剤の処方

CMC (糊剤)

1は支持体、2は感光乳剤、3は現像定着剤、4は受像層

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

次いで糊剤を有する現像定着剤を塗布し、

(発明の詳細な説明の抜粋)

糊剤を含む現像定着剤はペースト状であるから層を厚くできる。したがって画像の濃度を充分にすることができる。

(図面)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

出願当初の明細書には「現像定着剤」と記載されていたのに対し、この補正により「糊剤を有する現像定着剤」と補正するとともに、その効果が記載された。

出願当初の明細書の実施例中に定着剤として「糊剤」を使用することが記載されているが、その効果については、当初明細書に記載されていない。

補正により追加された効果（層を厚くできる）は、定着剤がペースト状であれば、当然に予想し得るものであるが、当初明細書及び図面中に、追加された効果しか奏しないことを意味している記載事項があるとは認められない。

新規事項の判断に関する事例 25

類型:効果の補正

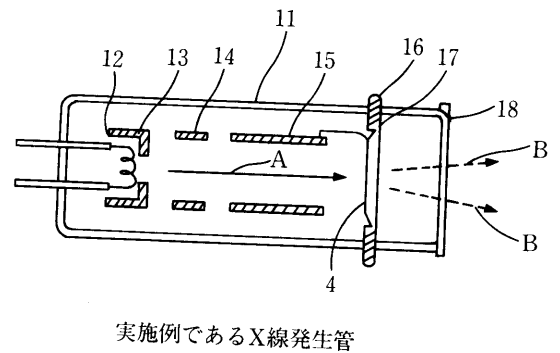
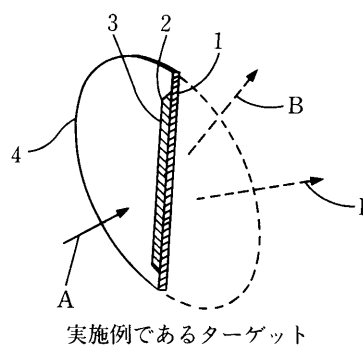
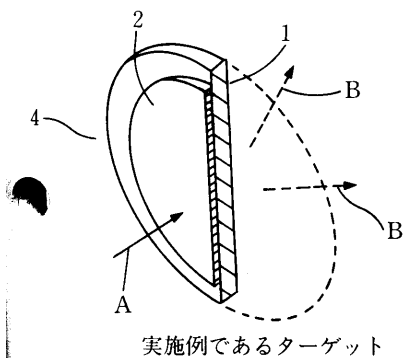
出願当初の明細書

(発明の名称)
X線発生管用ターゲット

(特許請求の範囲)
基体(1)と ターゲット膜(2)と、前記ターゲット膜(2)の表面に形成された導電性薄膜(3)とを有するX線発生管用ターゲット。

(発明の詳細な説明の抜粋)
導電性薄膜(3)により基体(1)と電気的に接続されているので、表面が帯電することなく、出力が安定している。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)
(特許請求の範囲)

(発明の詳細な説明の抜粋)

導電性薄膜(3)が補強部材の役割も果たすのでターゲットの変形も防ぐことができるため、X線を均等に発生させることができる。

[結論]
新規事項の追加となる。

[説明]
仮に補正により追加された「X線を均等に発生させる」効果が、当初明細書及び図面に記載されたターゲットの構成から推測できるとしても、この構成についての記載やX線の出力の安定の効果についての記載が、「X線を均等に発生させる」効果のみを意味していたとは言えない。

新規事項の判断に関する事例 26

類型:効果の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

アンテナ付き自動車用ウインドガラス

(特許請求の範囲)

ウインドガラスの略全面にわたってアンテナとして機能する透明導電性薄膜が設けられており、この透明導電性薄膜は、アンテナアンプを介して自動車用音響装置および電源に接続されていることを特徴とするアンテナ付き自動車用ウインドガラス。

(発明の詳細な説明の抜粋)

以上の如く、本実施例の透明導電性薄膜はアンテナとヒータの機能を兼ね備える。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

。

(発明の詳細な説明の抜粋)

以上の如く、本実施例の透明導電性薄膜はアンテナとヒータと熱線遮蔽の機能を兼ね備える。

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正によって、透明導電性薄膜が熱線遮蔽の機能も有することを追加した。しかし、たとえ透明導電性薄膜に熱線遮蔽機能があることが周知であったとしても、熱線遮断の機能のみを意味していたと認められるような記載は当初明細書及び図面に見当たらないので、当初明細書の記載から直接的かつ一義的に導き出せる事項であるとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 27

類型:効果の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

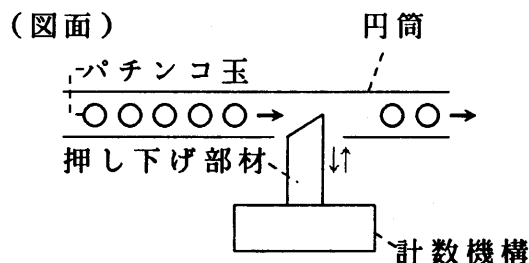
パチンコ玉計数装置

(特許請求の範囲)

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内に、パチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができる。実施例によれば、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。



[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

実施例として記載されていた事項を発明として特許請求の範囲に記載した。また、実施

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉と接触する頂部が斜面に形成されパチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内にパチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができ、さらに、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。

例の効果についての記載に基づいて、発明の効果を補正したが、この発明の効果は、当初明細書に記載されていた事項である。したがって、この補正は認められる。

新規事項の判断に関する事例 28

類型:構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

電子鍵盤楽器の鍵スイッチ

(特許請求の範囲)

アクチュエータ 1 2 によって圧電フィルム 7 の各鍵 1 1 に対応する接点パターン 3 上の部分が押圧されるようにしたことを特徴とする電子鍵盤楽器の鍵スイッチ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

鍵スイッチ 1 0 を、図 3 に示すように鍵盤フレーム 1 に装着される多数の鍵 1 1 の配列方向に沿って形成し各鍵 1 1 の下面に凸設したアクチュエータ 1 2 の先端凸部 1 2 a (図 2 参照) によって、圧電フィルムの各鍵 1 1 に対応する接点パターン 3 上の部分が押鍵時に押圧されるように配置する。押鍵と同時に圧力 F が加わり、接点パターン 5 などを通して図示しない電子回路に入力し、押鍵及びその強さあるいは変化が検出される。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

アクチュエータ 1 2 が非押鍵状態で圧電フィルムに接触しており、アクチュエータ 1 2 によって圧電フィルム 7 の各鍵 1 1 に対応する接点パターン 3 上の部分が押圧されるようにしたことを特徴とする電子鍵盤楽器の鍵スイッチ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

鍵 1 1 は水平な非押鍵状態で圧電フィルム 7 に軽く接触させられている。押鍵と同時に圧力 F が加わり、接点パターン 5 などを通して図示しない電子回路に入力し、押鍵及びその強さあるいは変化が検出される。各鍵毎に、その操作開始から終了まで、その操作圧力に応じた鍵操作情報を連続的に得ることができる

(図面の簡単な説明の抜粋)

図 2 は鍵及びアクチュエータとともに示す断面図、

図 3 は鍵スイッチを形成した鍵盤フレームに鍵を装着した状態を示す斜視図、

図 4 は押鍵時に鍵スイッチの圧電フィルムのアクチュエータによって押圧される部分に加わる圧力とそれによって発生する電圧の例を示す線図である。

1...鍵盤フレーム、2...絶縁体層、3...接点パターン、7...圧電フィルム、
10...鍵スイッチ、11...鍵、12...アクチュエータ

(図面)

図 2

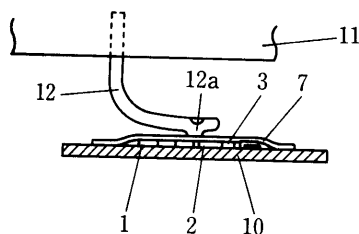


図 3

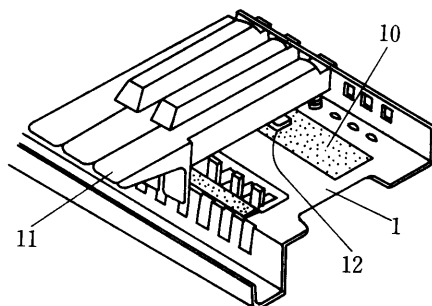
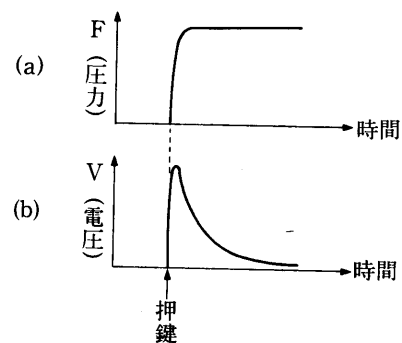


図 4



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

図 2 には、アクチュエータ 1 2 の先端凸部 1 2 a が圧電フィルムに接触している様子は示されているが、これが「水平な非押鍵状態で軽く接触していること」のみを意味していることが明らかとは認められない。また、明細書におけるその他の当初記載事項が、この点を意味しているとも認められない。したがって、この補正は新規事項を追加するものである。

新規事項の判断に関する事例 29

類型:構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

コンピュータ装置

(特許請求の範囲)

本体とキーボードを接続する RS232C インターフェースケーブルの中程に信号分配器を設け、該分配器に他の入出力装置を接続したことを特徴とするコンピュータ装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本体とキーボードを接続する RS232C インターフェースケーブルの中程に、信号分配器を設ける。

この分配器に他の入出力装置、例えばプリンターを接続する。これにより一つのインターフェースポートしか有しないパーソナル・コンピュータに於いてキーボードとプリンターの両方が接続可能となる。

(図面の簡単な説明)

- 1本体
- 3、6、9...RS232C ケーブル
- 5プリンター
- 8キーボード
- 20.....分配器

補正後の明細書

(発明の名称)

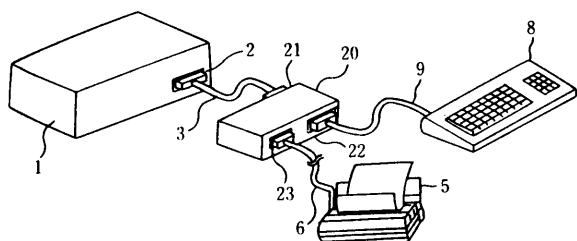
(特許請求の範囲)

(発明の詳細な説明の抜粋)

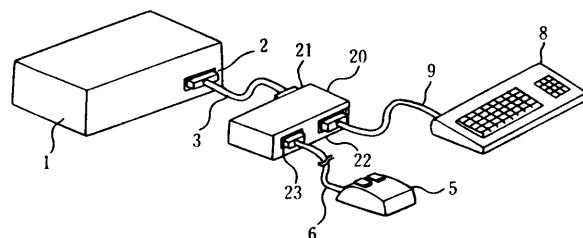
また、分配器にはプリンターのほか、RS232C インターフェースにより制御可能なマウスも接続できる。これによりパーソナル・コンピュータ本体に何等変更を加えることなくマウスの利用が可能となる。

(図面の簡単な説明)

(図面)
図 1



(図面)
図 1
図 2



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

「入出力装置」には「プリンター」のほかに「マウス」が含まれることは明かであるが、「入出力装置」にはプリンター及びマウスのほかに、CRT、FDD等が想定されるから、当初明細書及び図面に記載された「他の入出力装置」が「マウス」のみを意味していたものとは認められない。したがって、入出力装置の1例示として「マウス」を追加することは当初明細書又は図面に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せない。

新規事項の判断に関する事例 30

類型：構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

緩衝部材

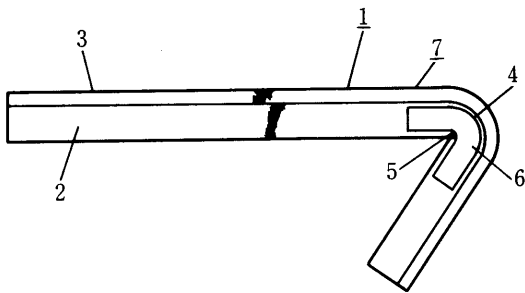
(特許請求の範囲)

合成樹脂等の緩衝材料からなる押出成型品を折り曲げて所要形状とし、該所要形状を保つための折曲状態固定手段を設けた緩衝部材。

(発明の詳細な説明の抜粋)

軟質の合成樹脂からなる押出成型品 1 の折曲部 4 は折曲状態固定手段 6 によりその形状が保持される。

(図面)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初の明細書又は図面においては「折曲状態固定手段」として具体的に何をを用いるかの記載がない。一般に、接着テープが固定手段の一つとしてよく知られる慣用手段であったとしても、「折曲状態固定手段」との記載が「接着テープ」のみを意味することが当初明細書又は図面の記載から明らかでない以上、この追加記載は直接的かつ一義的に導き出されたものとはいえない。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

、該折曲箇所を跨いで接着テープを接着した緩衝部材。

(発明の詳細な説明の抜粋)

折曲部 4 には、折曲箇所を跨いで接着テープ 6 が接着され、折曲部の形状が保持される。

(図面)

新規事項の判断に関する事例 31

類型: 構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

自動点滅装置

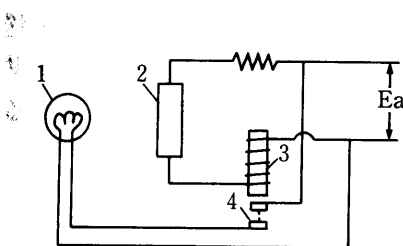
(特許請求の範囲)

照明灯(1)の光の一部を受ける遅動性光導電素子(2)によって作動されるリレー(3)により接点(4)を駆動して照明灯(1)の回路を開閉することを特徴とする自動点滅装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(Es)は直流電源である。バイメタルスイッチ等による点滅とは異なり、機械接点ではないから故障が少ない。また、光導電素子(2)あるいはリレー(3)の応答特性を変化させることにより明滅周期を変えることができる。

(図面)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

明滅周期を変化させるための手段としてリレーに可変コンデンサを並列接続してその応答特性をかえることは周知であり、かつリレーに可変コンデンサを並列接続することにより、調整を容易とする効果は、上記周知技術それ自体の奏する効果にすぎないから、リレー

補正後の明細書

(発明の名称)

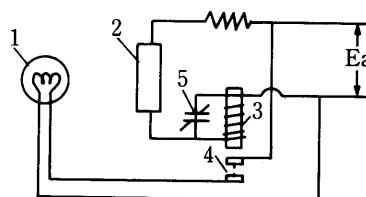
(特許請求の範囲)

並列可変コンデンサ(5)を有するリレー(3)

(発明の詳細な説明の抜粋)

また、可変コンデンサ(5)をリレー(3)に並列接続したから、この容量を加減して容易に調整ができる。

(図面)



と並立に可変コンデンサを付加することは当初明細書の記載から自明な事項である。しかしながら、可変コンデンサを並列に接続することは当初明細書又は図面に記載されておらず、また当初明細書・図面中には並列接続された可変コンデンサしか意味しないことが明らかであると言える記載もない。したがって、この補正は新規事項の追加となる。

類型: 構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

ファクシミリ装置

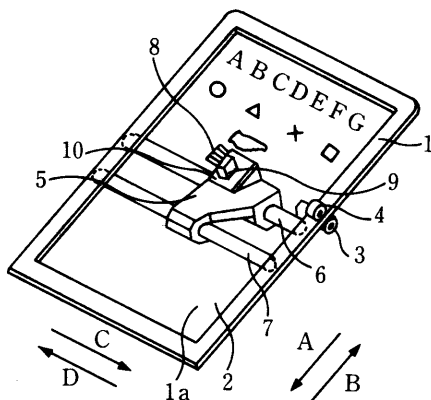
(特許請求の範囲)

原稿を載置可能であるとともに原稿(2)を載置する面上の少なくとも一部に情報を記録することが可能な原稿台(1)と、この原稿台の原稿載置面とは反対の面から原稿面上の情報および前記原稿台上に記録された情報の読み取りを行う読み取りセンサ(10)と、読み取りセンサにより読み取ったデータを蓄えるメモリと、このメモリからのデータを読み出して送信を行わせる読み出し手段とを備え、読み取りセンサ側から見た画像の少なくとも一部を、読み取りセンサによる情報の読み取り順序を左右入れ換えることにより、画像を左右反転させたデータとして得ることを特徴とするファクシミリ装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

なお、画像の左右反転は電子的に行うこともできる。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

少なくとも一部を、メモリへの入力時とメモリからの出力時とで読み取ったデータの順序を入れ換えることにより、画像を左右反転させたデータとして得ることを特徴とするファクシミリ装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)

- 1原稿台
- 2原稿
- 5キャリッジ
- 8 L E D
- 9レンズ
- 10.....読み取りセンサ

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

画像を左右反転させたデータを得る手法として、出願当初の明細書では、読み取りセンサによる情報の読み取りの順序を左右入れ換えていたが、補正により、メモリへの入力時とメモリからの出力時とで読み取りデータの順序を入れ換えるようにした。これによって、読み取りセンサの動作を変えことなく「電子的」に目的を達成できるようになった。

しかし、画像を左右反転させたデータを「電子的に」得る手段として、メモリへの入力時とメモリからの出力時とで読み取ったデータの順序を入れ換えることが周知技術であったとしても、画像を左右反転させたデータを「電子的に」得る手段は他にもあることから、当該手段が出願当初の明細書又は図面の記載から直接的かつ一義的に導き出せるとは認められない。

新規事項の判断に関する事例 33

類型: 構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

磁気記録再生装置

(特許請求の範囲)

磁気記録再生装置において磁気テープを高速送りしながら再生する特殊再生時に、映像信号部分の欠落区間を検出する検出器の検出出力により、前記欠落区間には再生信号を抑制する方向に制御する手段を有したことを特徴とする磁気記録再生装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

上記の実施例では復調器の感度を切替えたが、復調器の復調レベルを切替えるようにしてもよい。

この発明は上記のようにノイズの振幅の抑制若しくはノイズ位置の移動をおこなうことにより、映像情報の欠落により復調を生じるノイズ成分を軽減するという本願発明の目的を達成できる。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

。

(発明の詳細な説明の抜粋)

おこなうか、あるいはこれら2つの機能、すなわち、復調器の感度の切り換えと、復調器のレベルの切り換えを共に行うようにすることにより、映像情報の欠落により復調を生じるノイズ成分を軽減するという本願発明の目的を達成できる。

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

個別の機能が知られており、かつ、それらを共に備えるようにするのに障害がないとき、共に備えるようにして効果の向上を企てることが周知であったとしても、2つの機能を共に備えるようにすることのみを意味することが明らかと言える記載は出願当初の明細書または図面中には見当たらないから、補正後の記載事項は直接的かつ一義的に導き出せるとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 34

類型: 構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

水琴窟

(特許請求の範囲)

硬質材でもって中空上に形成され、上端に水滴孔が穿設されている水琴瓶と、この水琴瓶の底に配設され、かつ、上方が開口されるとともに、この開口部が水滴孔の下方に位置し、なおかつ、それ自体に所要量の水が貯えられる容器形状に形成され、しかも開口部に滴下された水がオーバーフローするオーバーフロー排水路を有する滴下水受からなり、適下孔から水琴瓶内に水滴が滴下して滴下水受の水面に落下し、落下時の衝撃音が水琴瓶内で共振して外部に音を出すように構成されてなる水琴窟。

(発明の詳細な説明の抜粋)

滴下水受の外形が水琴瓶底部の内径よりも小さく、これが水琴瓶内に配設される。

補正後の明細書

(発明の名称)

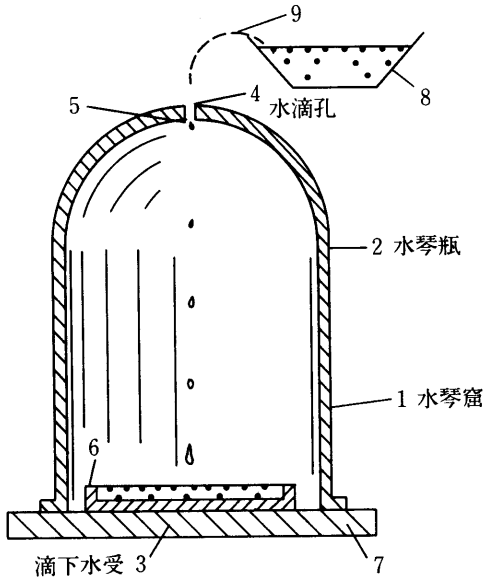
(特許請求の範囲)

。

(発明の詳細な説明の抜粋)

。また、滴下水受が水琴瓶の底部より大きく、水琴瓶が滴下水受内におかれているように構成することもできる。

(図面)
図 1

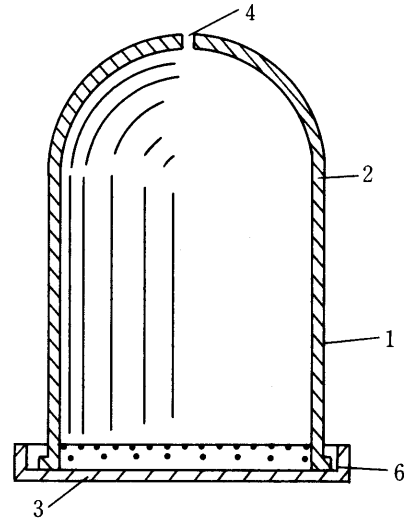


(図面)

図 1



図 2



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正により、水琴瓶が滴下水受内におかれている実施例が追加された。

出願当初の明細書に記載された水琴窟は水琴瓶内部に水受が置かれたものであり、その記載が滴下水受内に水琴瓶を置くことを意味していたことが明らかとは言えないから、補正後のものは直接的かつ一義的に導き出せるものではない。

新規事項の判断に関する事例 35

類型: 構成の補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) ステロイドの製法	(発明の名称)
(特許請求の範囲) デルタ-メチルアント`ロステン- 17 -オール- 3-オに 四酢酸鉛を反応させてデルタ-メチルアント`ロ ステン- 4-アセトキシ- 17 -オール- 3-オを生成、分 離し、これを酸又はアルカリで処理す ることを特徴とする 4-オキシ-メチル-テストステ ロンの製法。	(特許請求の範囲) 反応させることを特徴とす るデルタ-メチルアント`ロステン- 4-アセトキシ- 17 -オール -3-オの製法。
(発明の詳細な説明の抜粋)	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

出願当初の発明は第 1 及び第 2 工程よりなる製法であったのに対し、第 1 工程のみの発明に補正された。

第 1 工程は出願当初の明細書に記載されているから、この補正事項は、出願当書の明細書に記載した事項に該当する。

新規事項の判断に関する事例 36

類型：構成の補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) <u>農業用殺虫剤</u>	(発明の名称) <u>除草剤</u>
(特許請求の範囲) 4-(4-クロロフェニル)-1,3,5-トリザゾリノを有効成分とする <u>農業用殺虫剤</u> 。	(特許請求の範囲) <u>除草剤</u> 。
(発明の詳細な説明の抜粋) 4-(4-クロロフェニル)-1,3,5-トリザゾリノは除草剤としても使用できる。除草作用に関する実験成績は次の通りである。	(発明の詳細な説明の抜粋) <u>として使用される。</u>

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

出願当初の明細書に記載された「.....農業用殺虫剤」が「.....除草剤」と補正された。

しかしながら、出願当初の明細書 4-(4-クロロフェニル)-1,3,5-トリザゾリノを除草剤として使用することが記載されているから、この補正事項は出願当初の明細書に記載した事項である。

新規事項の判断に関する事例 37

類型: 構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

プロセスを制御する調節計

(発明の詳細な説明の抜粋)

比例制御により、プロセスを制御する調節計において、2つの相異なる設定値 SV_1 , SV_2 とその値に線形に対応する比例ゲイン K_1 , K_2 をあらかじめ定めておき、任意の設定値 SV_x に対応する比例ゲイン K_x を SV_1 , K_1 , SV_2 , K_2 により演算で求め制御を行う調節計である。

(図面)

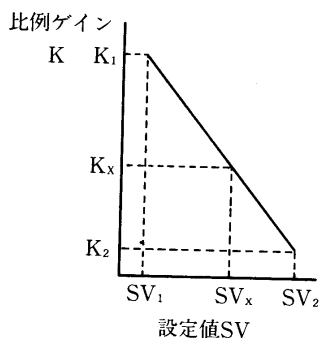


図1 SVとKの関係

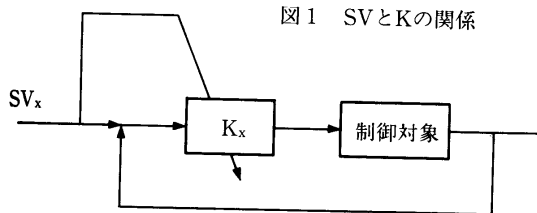


図2 制御系のブロック図

[結論] 新規事項の追加とならない。

[説明] 当初明細書の SV と K が線形に対応する旨の記載と図1に記載された設定値 SV と比例ゲイン K の関係図の記載とを総合すれば、これらの記載事項は、補正後の明細書に記載された式(1)のみを意味していることが明らかであるから、追加記載は、当初明細書又は図面から直接的かつ一義的に導き出せるものである。

補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

任意の設定値 SV_x に対応する比例ゲイン K_x を式(1)により求め制御を行う調節計である。

$$K_x = \frac{K_1 - K_2}{SV_1 - SV_2} (SV_x - SV_1) + K_1 \dots \text{式(1)}$$

(図面)

.....

新規事項の判断に関する事例 38

類型: 構成の補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
<p>【発明の名称】 肥料袋の開封装置</p>	<p>【発明の名称】</p>
<p>【特許請求の範囲】 袋詰めされている肥料を散布機のホッパ^oに人手またはコバ^oで投入する位置に、肥料を詰めた肥料袋を運搬する運搬車の荷枠や荷台に肥料袋を滑り落とす樋を、<u>角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構</u>によって、保定支柱に対し、傾斜角度を調節可能に設置し、この樋の下端部に、樋を滑り落ちる肥料袋の重量により袋の下方を突き刺して開封する凸状の開封刃を設けたことを特徴とする肥料袋の開封装置。</p>	<p>【特許請求の範囲】 袋詰めされている肥料を散布機のホッパ^oに人手またはコバ^oで投入する位置に、肥料を詰めた肥料袋を運搬する運搬車の荷枠や荷台に肥料袋を滑り落とす樋を、<u>樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構</u>によって、保定支柱に対し、傾斜角度を調節可能に設置し、この樋の下端部に、樋を滑り落ちる肥料袋の重量により袋の下方を突き刺して開封する凸状の開封刃を設けたことを特徴とする肥料袋の開封装置。</p>
<p>【発明の詳細な説明】の抜粋</p>	<p>【発明の詳細な説明】及び【図面】の抜粋</p>

.....

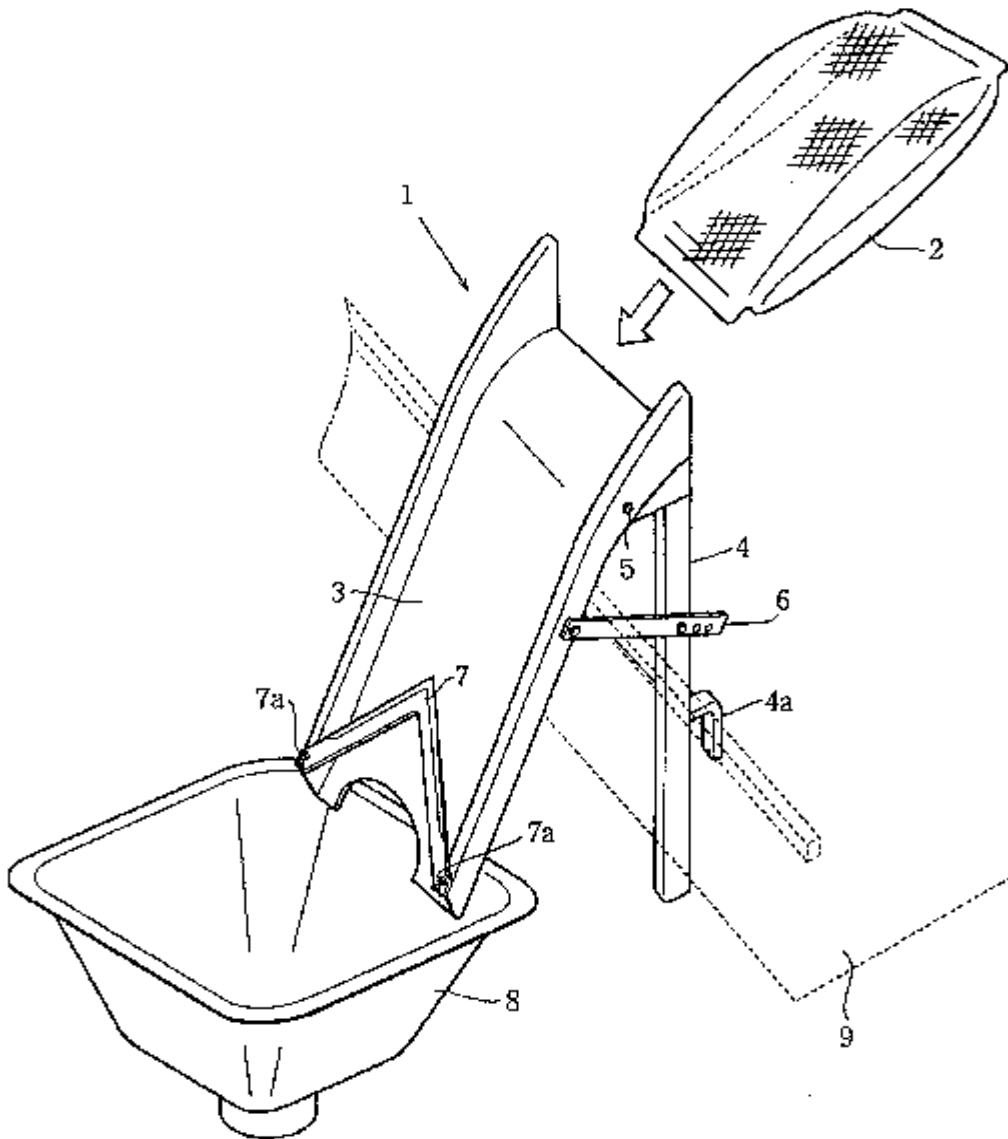
符号 1 は肥料の入った袋である肥料袋 2 を開封するための開封装置で、この開封装置 1 は、肥料袋 2 を滑らせて落下させる樋 3 と保定支柱 4 との間に介装したアーム 6 により構成される角度保持手段と樋 3 を保定支柱 4 に対して回動可能に枢支するピン 5 により構成される枢支手段からなる傾斜角度調節機構によって、保定支柱 4 に対し、樋 3 の傾斜角度を調節可能にしている。この樋 3 の下端部上面に、樋 3 を滑り落ちる肥料袋 2 の重力により袋の下方を突き刺して開封する凸(山)状の開封刃 7 を固定ボルト 7a により着脱可能、かつ角度調節可能に取り付けている。

.....

.....

【図面】の抜粋

- 1 ……開封装置
- 2 ……肥料袋
- 3 ……樋
- 4 ……保定支柱
- 4a ……フック金具
- 5 ……ピン
- 6 ……アーム
- 7 ……開封刃
- 7a ……固定ボルト
- 8 ……肥料散布機のホッパ
- 9 ……運搬車の荷枠



[結論]

新規事項の追加とならない。

[理由]

本事例では、肥料袋の開封装置の発明特定事項の1つである「傾斜角度調節機構」について、当初明細書の特許請求の範囲には、「角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構」と記載されており、当初明細書の発明の詳細な説明には、実施例として「樋 3 と保定支柱 4 との間に介装したアーム 6 により構成される角度保持手段と樋 3 を保定支柱 4 に対して回動可能に枢支するピン 5 により構成される枢支手段からなる傾斜角度調節機構」と記載されている。すなわち、実施例の「樋を保定支柱に対して回動可能に枢支するピンにより構成される枢支手段」に対応して、当初明細書の特許請求の範囲には、特定の構造に言及することなく、「枢支手段」と記載されている。

そして、本事例の当初明細書において、「樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と樋を保定支柱に対して回動可能に枢支するピンにより構成される枢支手段からなる傾斜角度調節機構」のみが記載されていたと解すべき特段の事情（たとえば、角度保持手段を上記アームにより構成する点と枢支手段を上記ピンにより構成する点に相互依存の関係、機能的結合関係がある場合等）は認められないので、当初明細書には「樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構」が記載されていたものと認められる。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載された事項は、当初明細書に記載された事項であると認められ、当該補正は、新規事項の追加とならない。

新規事項の判断に関する事例 39

類型: 構成の補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
【発明の名称】 杭圧入引抜機	【発明の名称】
【特許請求の範囲】 既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、前記杭列の進行方向と一致するように設定されたガイド面を有して前記本体に取り付けられ、前記ガイド面に沿って新たな杭の圧入を案内するガイド板とを備えている杭圧入引抜機。	【特許請求の範囲】 既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、この本体に取り付けられ、新たな杭の圧入を案内するガイド面を有するガイド板と、前記ガイド板に取り付けたレーザー発振器とを備え、前記杭列のラインの終端に配置されたターゲットにレーザー光が入射するように、前記ガイド板の本体に対する取り付け位置を選定可能としたことを特徴とする杭圧入引抜機。
	【発明の詳細な説明】及び【図面】の抜粋

【発明の詳細な説明】の抜粋

.....

この杭圧入引抜機の本体は、複数の既設杭 P を挟持する複数のクランプ 1 と、新たな鋼管杭 P O を圧入するチャック 2 とを備えており、更に、本体には、ガイド板 10 が取り付けられている。

このガイド板 10 は新たな杭 P O を圧入する際に案内を行うものであり、ガイド板 10 の一方の側面がガイド面 11 となっている。ガイド面 11 は施工すべき杭列のラインの進行方向に合わせて設定されるものであり、新たな杭 P O はこのガイド面 11 を摺動しながら地盤に圧入される。

また、上記ガイド板 10 の先端部分には、レーザー発振器 16 が取り付けられており、そのレーザー発振器 16 からレーザー光が出射する。符号 17 は施工すべき杭列のライ

ンであり、このライン 17 の終端にはレーザー光を受光する受光器等のターゲット 18 が配置されている。

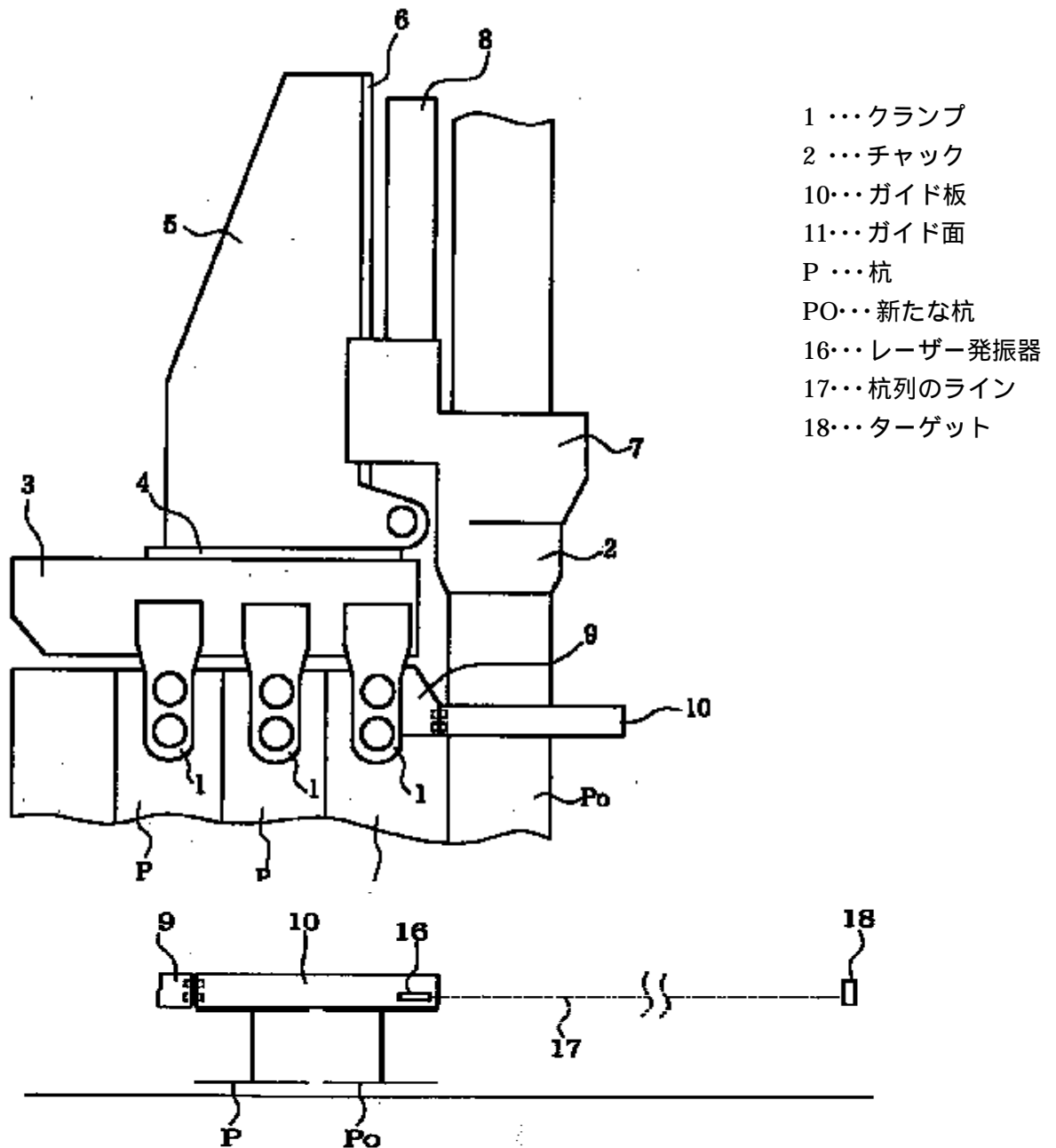
かかる本実施例では、上記レーザー発振器 16 から出射したレーザー光がターゲット 18 に入射するように、ガイド板 10 の本体に対する取り付け位置を選定する。これによりガイド板 10 が杭列のライン 17 と一致するため、そのガイド面 11 が杭 P 及び P O を案内しながら圧入できる。

.....

レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる。

.....

【図面】の抜粋



[結論]

新規事項の追加とならない。

[理由]

本事例の場合、当初明細書の「レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる。」という記載は、(取り付け位置と直接関係なく)ガイド板にレーザー発振器を取り付けた点に対する作用について言及したものであると当業者に解されることからみて、当該記載、及び、当初明細書の「上記ガイド板 10 の先端部分には、レーザー発振器 16 が取り付けられており」という記載を総合すると、当初明細書には、「ガイド板に取り付けたレーザー発振器」が記載されていたと認められる。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載された事項は、当初明細書に記載された事項であるので、当該補正は新規事項の追加とならない。

新規事項の判断に関する事例 40

類型: 構成の補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
<p>【発明の名称】 ソフトウェアレンタル用カートリッジ</p> <p>【特許請求の範囲】 【請求項 1】 外部から所望のソフトウェアが格納される書き換え可能な記憶手段と、外部から設定されたレンタル期間情報または累積使用許可時間情報に基づいて前記記憶手段に格納された前記ソフトウェアの有効期限を管理し、レンタル期間または累積使用時間の超過時に自動的に前記ソフトウェアを無効化するレンタル期間管理手段と、前記レンタル期間までの残時間量またはレンタル開始からの経過時間量または累積使用時間量または前記レンタル期間の超過の少なくとも一つの状態を表示する表示手段とを備えたことを特徴とするソフトウェアレンタル用カートリッジ。</p>	<p>【発明の名称】</p> <p>【特許請求の範囲】 【請求項 1】 外部から所望のソフトウェアが格納される書き換え可能な記憶手段と、外部から設定されたレンタル期間情報または累積使用許可時間情報に基づいて前記記憶手段に格納された前記ソフトウェアの有効期限を管理し、レンタル期間または累積使用時間の超過時に自動的に前記ソフトウェアを無効化するレンタル期間管理手段とを備えたことを特徴とするソフトウェアレンタル用カートリッジ。</p> <p>【請求項 2】 前記レンタル期間までの残時間量またはレンタル開始からの経過時間量または累積使用時間量または前記レンタル期間の超過の少なくとも一つの状態を表示する表示手段とを備えたことを特徴とする請求項 1 記載のソフトウェアレンタル用カートリッジ。</p> <p>【発明の詳細な説明】及び【図面】の 抜粋</p>

【発明の詳細な説明】の抜粋

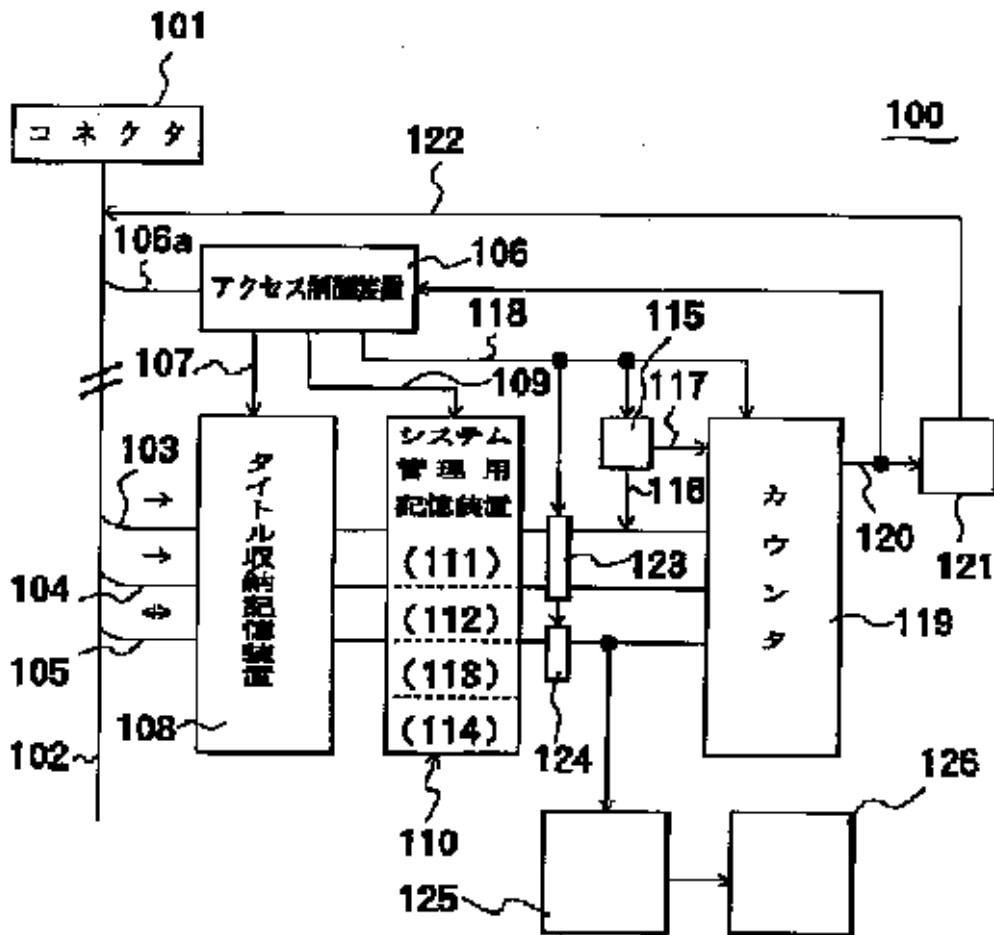
.....

本実施例のカートリッジによれば、内部に、レンタル対象のソフトウェアであるタイトルを記憶するとともに、当該タイトルのレンタル期間を自立的に管理する機構を備えて

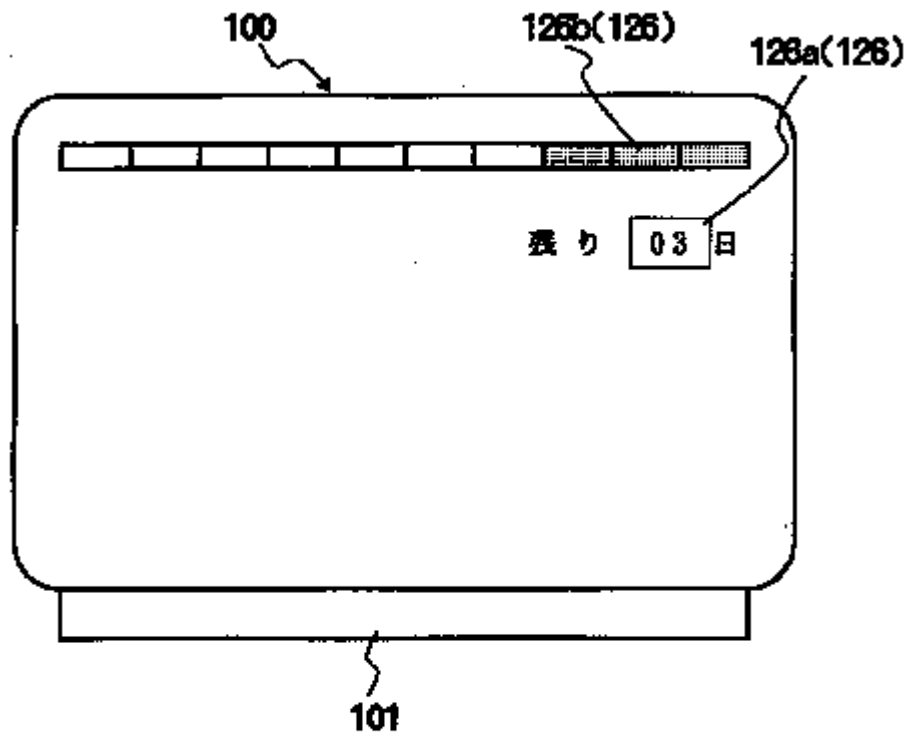
いるので、ユーザや販売者の双方における煩雑な手続を不要にして、レンタル期限を正確に管理することが可能になる。

また、レンタル期限を残量表示する文字表示機構 126a やグラフ表示機構 126b を備えているので、ユーザによるレンタル期限の確認や、レンタル期限超過後の誤認等の不具合を防止して、カートリッジの利便性を向上させることができる。

【図面】の抜粋



- | | |
|----------------------|-------------------|
| 100:カートリッジ | 120: タイムアウト出力 |
| 102: バス | 121: リセットパルス発生器 |
| 103: コントロールバス | 122: リセット制御線 |
| 104: アドレスバス | 123: バスバッファ |
| 105: データバス | 124: 方向制御付きバスバッファ |
| 106a: 制御線 | 125: カウンタ値デコード装置 |
| 107: アクセス許可信号 | 126: カウンタ値表示装置 |
| 109: アクセス許可信号 | |
| 111: 期限切れメッセージ格納ブロック | |
| 112: ユーザ識別記号格納ブロック | |
| 113: ユーザ情報格納ブロック | |
| 114: アクセス回数記録ブロック | |
| 115: クロック発生器 | |
| 116: カウンタ値読み出しパルス | |
| 117: クロック入力 | |
| 118: アクセス許可信号 | |



126a:文字表示機構
126b:グラフ表示機構

[結論]

新規事項の追加とならない。

[理由]

本事例の場合、当初明細書又は図面には「記憶手段とレンタル期限管理手段及び表示手段とを備えたソフトウェアレンタル用カートリッジ」が記載されているが、「本実施例のカートリッジ」によれば、内部に、レンタル対象のソフトウェアであるタイトルを記憶するとともに、当該タイトルのレンタル期限を自立的に管理する機構を備えているので、ユーザや販売者の双方における煩雑な手続を不要にして、レンタル期限を正確に管理することが可能になる。」という、記憶手段とレンタル期限管理手段のみに基づいた記載があることから、カートリッジに対する表示手段の付加は任意であると認められる。

したがって、当該補正は、新規事項の追加とならない。

新規事項の判断に関する事例 41

類型:作用の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

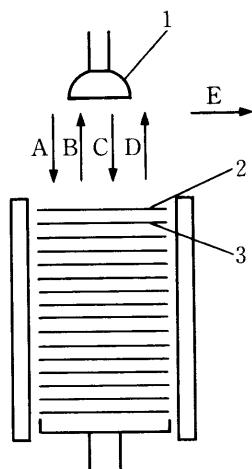
板状体の搬送方法

(発明の詳細な説明の抜粋)

吸着器 1 は上下動を 2 回行ったのち、吸着したシートを所定位置に搬送 (E) する。

吸着器 1 は、1 回目の上下動 (A B) によって最上位のシート 2 を吸着保持する際に次位のシート 3 をも吸着してしまったとしても、2 回目の上下動 (C D) を行うので、次位のシート 3 を振り落とすことができる。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

さらに 1 回目の上下動のストロークと 2 回目の上下動のストロークとは同じであり、吸着器 1 の 1 回目の下動 A で最上位のシート 2 の吸着保持に失敗した場合には、続く 2 回目の下動 C で再度吸着保持する機会が与えられる。

(図面)

[結論] 新規事項の追加となる。

[説明] 補正によって、1 回目と同じストロークで 2 回目の上下動ストロークを行うという作用及び 1 回目の下動で最上位のシートの吸着保持に失敗しても、続く 2 回目の下動で再度吸着保持する機会が与えられるという効果についての記載を追加している。吸着器の効果についての当初記載からみれば 2 回目のストロークは 1 回目より短くても足りるから、当初記載が 1 回目と 2 回目の上下動のストロークが同じであることしか意味していないとはいえない。したがって、作用についての追加記載は当初の明細書又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に導き出せるとはいえない。この作用に基づく効果の追加記載についても、同様である。

新規事項の判断に関する事例 42

類型:作用の補正

出願当初の明細書

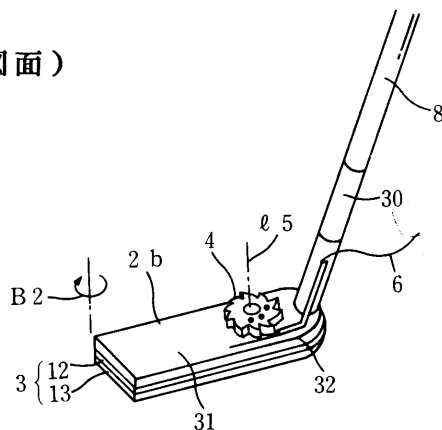
(発明の名称)

振動工具

(発明の詳細な説明の抜粋)

ノズル 32 から噴射された圧縮空気によって振動発生部材 4 が回転し、この回転により研磨部 3 が振動する。なお、振動発生部材 4 は、重心位置が回転中心からずれているので、これを回転すると振動が発生する。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

さらに、ノズル 32 からの圧縮空気は研磨部 3 での切粉除去のため、研磨部に向けて噴射される。

(図面)

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初の図面の記載からは、ノズルの方向が研磨部に向いていることが読み取れるため、噴射された圧縮空気が切粉を除去する作用を持つことは推測されるが、一方では、切粉を除去するほど勢いのある圧縮空気が研磨部まで届かない可能性を否定することはできないことから、補正によって追加された作用は、当初の明細書または図面から直接的かつ一義的に導き出せるとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 43

類型: 図面の記載に基づく構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

誤動作防止スイッチ

(特許請求の範囲)

反転自在に保持された波動型のスイッチハンドル2と、スイッチハンドル2の外側に設けられた囲い壁5とこの囲い壁5の内側に係合する筒部7を有するカバー6と、カバー6の下面に設けられたスイッチのハンドル2の反転防止部8と、更に、前記筒部に設けられた下面に半分の区分されたオン、オフ表示の一方を塞ぐ盲板11とよりなる誤動作防止スイッチ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

波動型ハンドル2の外側に本体1の囲い壁5を形成し、この囲い壁5の内側にカバー6の筒部7を係合させ、且つ筒部7にハンドル2の反転防止部8を形成したから、ハンドル2を走査してはいけないとき誤って操作されずしかもその反転防止カバー6にはオン、オフいずれかの半分を表示する盲板11を設けたから、特にそのオン、オフの判別が困難な反転型ハンドルのオン、オフ表示が確実となる効果がある。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

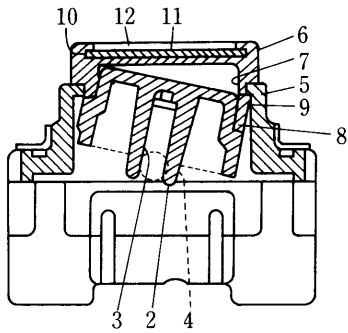
とよりなり、カバー6の周辺には囲い壁5の開口縁との間にドライバーの先端部が挿入可能な切欠13を有して成る誤動作防止スイッチ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

また、カバー6の周縁には囲い壁5の開口縁との間にドライバーの先端部が挿入可能な切欠13を有しており、カバー6の取外しが容易に行える。

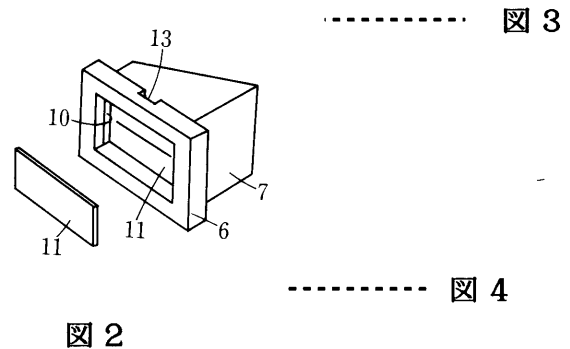
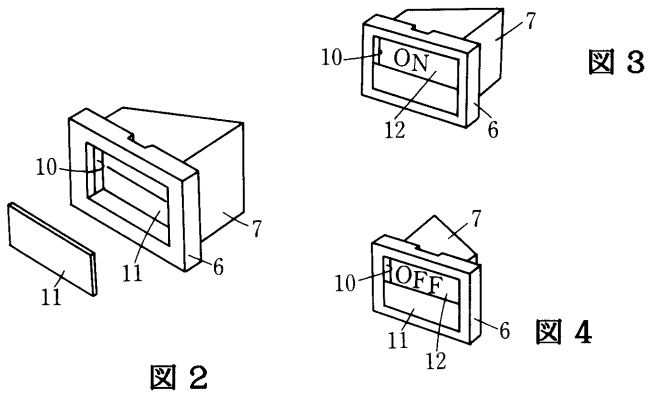
(図面)

図 1



(図面)

図 1



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

溝は補正前の図面には示されているが、発明の詳細な説明では具体的な記載はない。ドライバーにてカバーを外す技術は周知であるとしても、上記溝 1 3 がドライバー挿入用の溝であることを、当初明細書及び図面の記載が意味していたことが明らかとは言えないから、当該補正は新規事項の追加である。

新規事項の判断に関する事例 44

類型: 図面の記載に基づく構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

排紙装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

一軸上に設けられたローラと、該ローラに相対するガイドとの間で用紙を挟持搬送する。

ガイドをローラの外周面よりも軸心方向に入り込ませるように配置することにより用紙を波打たせて腰付けを行う。

(図面)

図 1

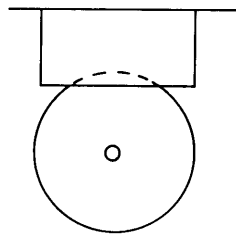
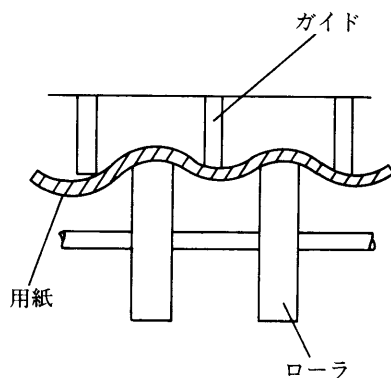


図 2



[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

当初の図面の図 2 の記載と明細書中の「ガイドをローラの外周面よりも軸心方向に入り込ませるように配置することにより用紙を波立たせる旨の記載とから、図 2 には「ローラとガイドを軸方向において交互に配置し」た点が記載されていると認められる。

補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

挟持搬送する。

ローラとガイドを軸方向において交互に配置するとともに、ガイドをローラの外周面よりも

(図面)

新規事項の判断に関する事例 45

類型: 図面の記載に基づく構成の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

テーブルの位置制御装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

テーブル(3)は送り機構を介してモータ(5)に接続され、このモータ(5)の回転制御により、テーブル(3)の位置制御は行われる。

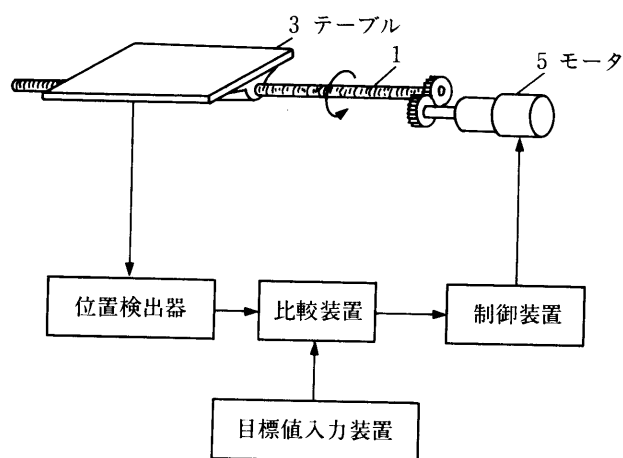
補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

テーブル(3)は、ネジ(1)の回転によりテーブル(3)を直線移動させるネジ送り機構を介してモータ(5)に接続され、このモータ(5)の回転制御により、テーブル(3)の位置制御は行われる。

(図面)



(図面)

[結論]

新規事項追加とならない

[説明]

補正前明細書の「送り機構」との記載と、当初の図面の記載とによれば、図に記載されたものは明らかにネジの回転によりテーブルを直線移動させるネジ送り機構であると認められるから、上記補正の内容は、新規事項を追加するものではない。

類型: 図面の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

ペダル装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

ペダル軸 3 及び反射板取付枠 4 を有するクランクレバー本体 1 とチェーンギヤを取り付けるためのアーム 2 とを一体形成したクランクレバーにおいて、反射板は反射板取付枠 4 に、クランクレバー本体面から突出することがないようにはめ込まれる。

(図面)

図 1

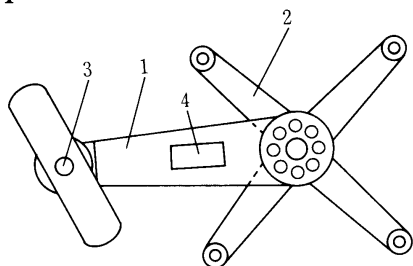
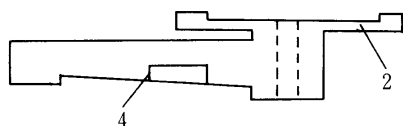


図 2



補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

反射板 5 は

(図面)

図 1

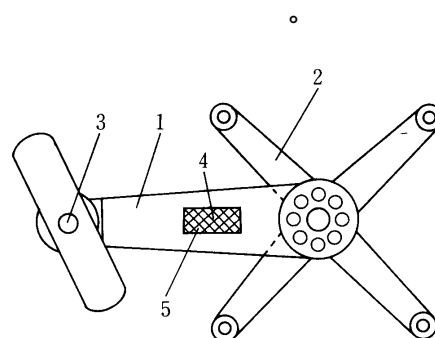
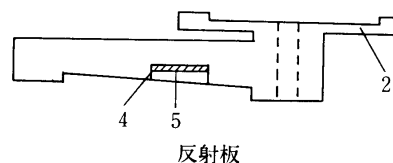


図 2



[結論] 新規事項の追加となる。

[説明] 当初明細書における「クランクレバー本体から突出することがないように」という記載からは反射板の表面をクランクレバー本体の表面と同一面とする等さまざまなはめ方が想定できる。当初明細書又は図面のその他の記載事項が、補正後の図面(図2)の反射板のはめ方の記載のみを意味していたとも認められないから、当初明細書または図面から直接的かつ一義的に導き出せるものとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 47

類型: 図面の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

電磁弁装置

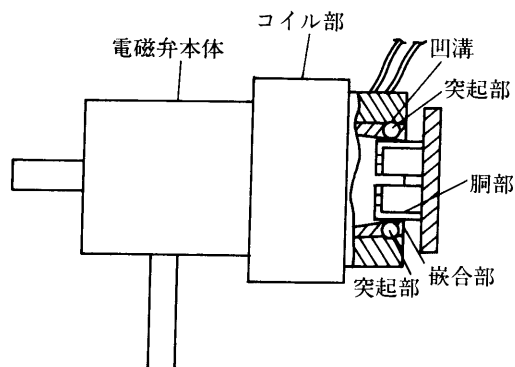
(発明の詳細な説明の抜粋)

電磁弁本体に形成した筒状の嵌合部は先端へ向かうにつれて順次小径となるように形成され、しかも切欠きにより半径方向の伸縮が可能である。

嵌合部に設けられた突起部をコイル部に形成した固定部の凹溝に嵌合させたのち、固定具を押し込み、固定具の胴部のたわみにより該嵌合を確実にし、電磁弁本体とコイル部を固定する。

(図面)

図 1



補正後の明細書

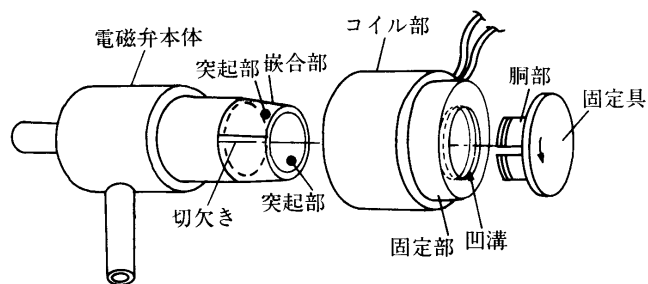
(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)

図 1

図 2



[結論] 新規事項の追加となる。

[説明] 当初明細書には嵌合部に切欠きを、また固定部に凹溝を設けることが開示されているが、補正により追加された図 2 に示されるような切欠きの数、長さ、凹溝が全周に設けられる点等については、当初明細書又は図面のいずれの記載事項からみても、これら以外のものを意味していないと認めることはできないから、この追加記載は、当初明細書又は図面から直接的かつ一義的に導き出せる事項であるとはいえない。

類型：図面の補正

出願当初の明細書

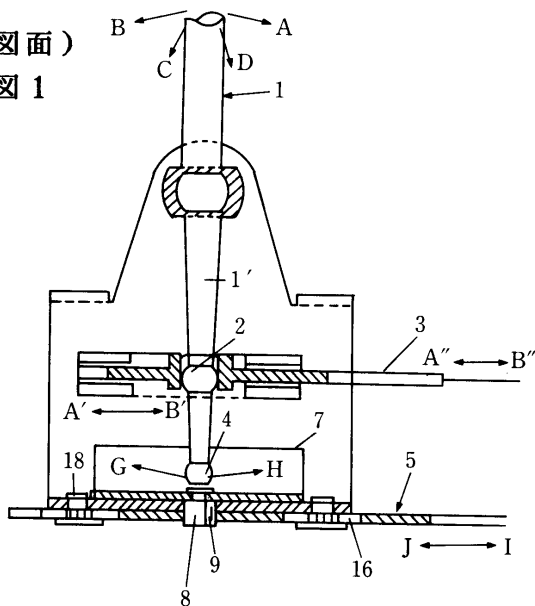
(発明の名称)

自動車のチェンジレバー装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

チェンジレバー 1 を C D 方向に揺動させると、第 2 摺動部 4 により従動体 10 が移動され、これと一体的に設けられたピン 8 と第 2 プレート 5 に設けられたカム溝 9 とにより、第 2 プレートが I J 方向に移動してシフト動作が行われる。

(図面)
図 1



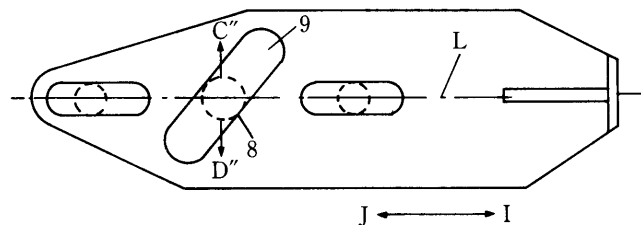
補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

図 1

図 2



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

当初の明細書、図面にカム溝 9 の存在は開示されているが、その形状までは記載されていないが、図 2 で明らかにされたカム溝の形状、第 2 プレートの形状等しか意味しないことが明らかとは言えないから、図 2 に記載の事項は当初の明細書または図面から直接的かつ一義的に導き出せる事項とはいえない。

新規事項の判断に関する事例 49

類型: 図面の補正

出願当初の明細書

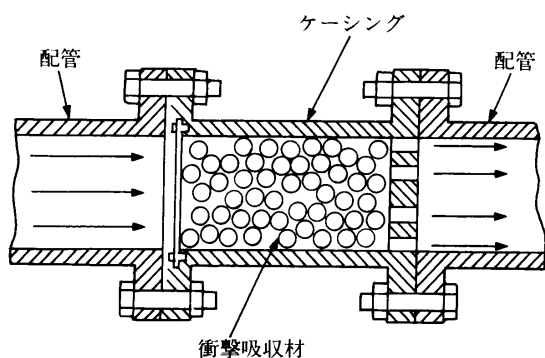
(発明の名称)

水撃緩衝装置

(発明の詳細な説明の抜粋)

配管の途中に筒状のケーシングを設け、該ケーシング内に球状の衝撃吸収材を多数個設置して水撃を緩衝する。

(図面)

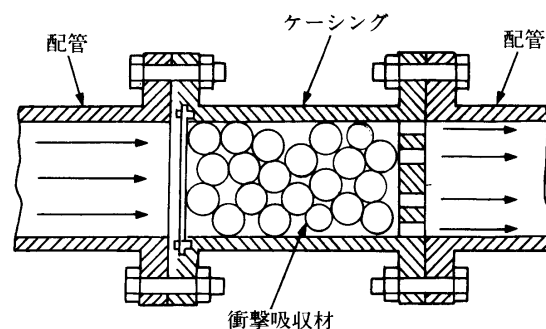


補正後の明細書

(発明の名称)

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

補正後の図面は、管径に対する球状の衝撃吸収材の径を変更しているが、衝撃吸収材の径の大きさについては、当初の明細書中に記載がなく、図面に記載されているだけであり、この当初図面の記載も補正後の図面に記載されているような衝撃吸収材の径の大きさを意味していたとは言えないから、補正後のものは当初の明細書または図面から直接的かつ一義的に導き出せるとはいえない。

新規事項の判断に関する事例 50

類型: 図面の補正

出願当初の明細書

(発明の名称)

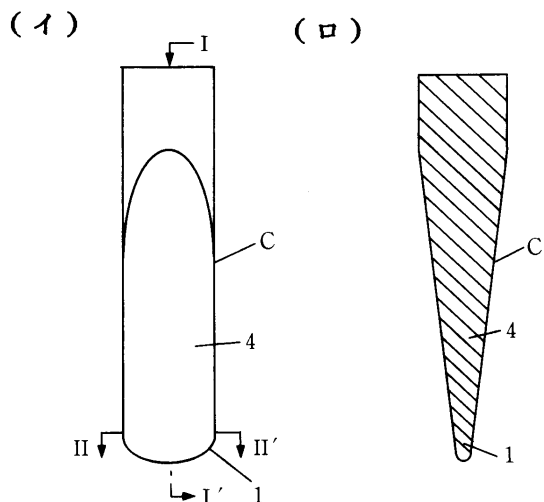
接触形レーザーメスチップ

(特許請求の範囲)

光導体から伝送されるレーザー光を受光し、その先端からレーザー光を治療対象部位等に照射させる接触形レーザーメスチップにおいて、前記チップは、円柱体もしくは略円錐体から形成されるとともに、該周体途中より先側にかけて求心方向に向かう傾斜部を設けて厚みを先向漸薄状となしたことを特徴とする接触形レーザーメスチップ。

(図面)

図 1



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

(図面)

図 1

(イ)

(ロ)

(ハ)



[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

(イ)における断面形状としては、いくつかのものが想定できるので、断面図として追加記載された(ハ)がその一つの断面図でありうるとしてもこれは、出願当初の明細書又は図面に記載された事項から直接的かつ一義的に導き出せる事項ではない。

新規事項の判断に関する事例 51

類型: 誤記の訂正

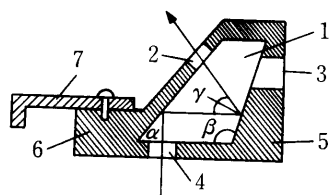
出願当初の明細書

(発明の名称)
算盤用数字読取り器

(特許請求の範囲)
低角 α 、 β がそれぞれ約 45 度及び約 130 度の断面形状プリズム (1) を前面、後面の上部及び低面全部にそれぞれ細長窓孔 (2) ~ (4) を有する筐枠 (5) 内に収めその箱枠 (5) の前面下部を垂直面 (6) に形成すると共に一対の下向 L 字杆 (7), (7) を前面に突設した算盤用数字読取り器。

(発明の詳細な説明の抜粋)
低角 α 、 β はそれぞれ約 45 度及び約 130 度に形成したことにより、射出光線は紙面と約 40 度 () の角度をなすから最も見易い。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)
約 110 度

(発明の詳細な説明の抜粋)
約 110 度に

(図面)

[結論]

新規事項の追加とならない。

[説明]

出願当初の明細書には角 α は「約 130 度」と記載されていたが、射出光線が紙面に対し約 40 度 () となるためには計算上並びに図面の射出光線の工合いからみて、角 α は当然約 110 度でなければならず、また、角 β が約 130 度とすると射出光線は 80 度位となり算盤を使用しながらの文字の読取りが困難となることから、角 α を「約 130 度」としたのは誤記であることも、また正しくは「約 110 度」であることも、当初明細書及び図面の記載から明らかである。

新規事項の判断に関する事例 52

類型:文献の引用に基づく補正

出願当初の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) ゴルフボール	(発明の名称) ゴルフボール
(特許請求の範囲の記載)	(特許請求の範囲の記載)
ゴルフボール。	ゴルフボール。
(発明の詳細な説明の抜粋)	(発明の詳細な説明の抜粋)
本発明のゴルフボールは、直径、重量が従来のゴルフボールと同じで、表層部、中間層部、及び中心部に3分割され、 <u>表層部はゴムと充填材もしくは持公昭52-32290号公報に開示されているような従来</u> のゴルフボールと同一の組成物で構成され、 。	本発明のゴルフボールは、直径、重量が従来のゴルフボールと同じで、表層部、中間層部、及び中心部に3分割されている。 <u>公式のゴルフボールの組成物としては、従来から種々の組成が周知であり例えば持公昭52-32290号公報において開示されているように、高分子重合体、各種の合成ゴム、例えばポリブタジエン、ポリイソプレン、及びブタジエン・スチレンコポリマーなどを含むゴルフボールが知られている。</u> <u>要するに、本発明のゴルフボールの表層部には、上記のような従来周知の公式ゴルフボールに使用されている組成物を適宜選択して用いればよい。</u>

[結論]

新規事項の追加となる。

[説明]

出願当初の明細書において文献が引用されており、本発明の表層部には当該文献に記載されているような組成物を用いる点は記載されているが、当該文献中に具体的に記載されている組成物である「ポリブタジエン、ポリイソプレン、及びブタジエン、スチレンコポリマー等」は出願当初の明細書のみに基づいて当業者が直接的かつ一義的に導き出せるものではない。

2. 限定的減縮の判断に関する事例

限定的減縮の判断に関する事例 1

類型：発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

予測式電子体温計

(特許請求の範囲)

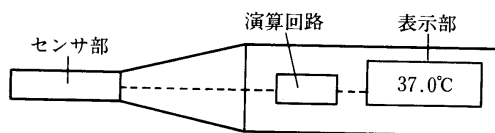
体温を電気信号に変換するセンサとセンサ出力の変化特性とから体温の安定温度を予測する演算回路を有する電子体温計。

(発明の詳細な説明の抜粋)

この発明は、測定時間の短い体温計を提供することを目的とする。

体温を電気信号に変換するセンサは例えば、感温磁気素子、測温抵抗体、熱電対等が挙げられる。センサ出力は、体温予測演算回路に導かれ、予想安定温度値に変換される。測定時間をできるだけ短くするためには、感度のよいセンサを使用する必要がある。実験の結果は、熱電対が最適であった。

(図面)



[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

この補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項、すなわち、課題解決手段の1つである「電子体温計において体温を電気信号に変換するセンサ」を概念的に下位のものにしたものである。また、補正によって、発明の解決しようとする課題や産業上の利用分野は変更されていない。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

センサと 熱電対からなる

(発明の詳細な説明の抜粋)

この発明は、測定時間の短い体温計を提供することを目的とする。

センサ出力は、体温予測演算回路に導かれ、予想安定温度値に変換される。

測定時間をできるだけ短くするためには、感度のよいセンサを使用する必要がある。

限定的減縮の判断に関する事例 2

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

現像装置

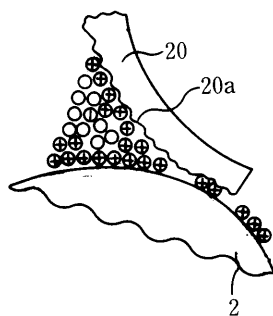
(特許請求の範囲)

静電潜像保持体に現像剤を供給する現像剤担持体 2 に層厚規制部材 20 を当接させて現像剤担持体上に現像剤の薄膜を形成し、当該薄膜の現像剤を静電潜像保持体上に付着させることによって、静電潜像を可視像化する現像装置において、上記層厚規制部材 20 の表面を粗面化することを特徴とする現像装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

粗面化することにより、均一の薄膜とするという本発明の課題が達成できる。その粗さとしては、現像剤の平均粒径を D とすると、 $0.5D \sim 1.5D$ 程度が望ましい。

(図面)



[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

この補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項、すなわち課題解決手段

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

現像装置において、上記層厚規制部材 20 の表面を粗面化し、その粗さを $0.5D \sim 1.5D$ (ただし、 D : 現像剤の平均粒径) とすることを特徴とする現像装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)

の1つである「現像装置において層厚規制部材20の表面を粗面化すること」を概念的に下位のものにしたものである。また、補正によって、発明の解決しようとする課題や産業上の利用分野は変更されていない。

限定的減縮の判断に関する事例3

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

変速機の歯車箱

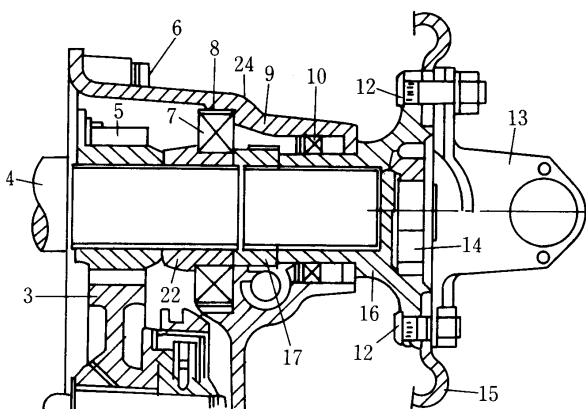
(特許請求の範囲)

出力軸を回転可能に支持する軸受が装着される軽合金製歯車箱の周壁部に補強用のリングを鋳込んだ変速機の歯車箱。

(発明の詳細な説明の抜粋)

歯車箱をアルミニウム合金製で
リングを鋼製で

(図面)



4: 出力軸

7: 軸受

8: リング

9: 歯車箱

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正により、歯車箱の材質、補強用リングの材質をそれぞれ特定しており、これは補正前の発明の発明特定事項、すなわち課題解決手段である「変速機の歯車箱における軽合金製歯車箱」、「変速機の歯車箱における補強用のリング」をそれぞれ概念的に下位のものに限定したものとなっている。また、歯車箱を軽量化するとともに軸受箇所における歯車箱の強度を向上するという、発明が解決しようとする課題及び産業上の利用分野（変速機の歯車箱）は同一である。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

出力軸を回転可能に支持する軸受が装着されるアルミニウム合金製歯車箱の周壁部に、補強用の鋼製リングを鋳込んだ変速機の歯車箱。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)

限定的減縮の判断に関する事例 4

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

出力回路

(特許請求の範囲)

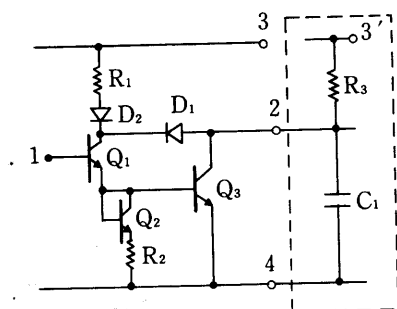
コレクタが接続手段を介して電源ラインに接続され、ベースが入力端子に接続された第 1 のトランジスタと、ベースが前記第 1 のトランジスタのエミッタに接続され、コレクタが出力端子に接続され、エミッタが基準電位源に接続された第 2 のトランジスタと、前記第 1 のトランジスタと前記第 2 のトランジスタとのコレクタ間に、前記第 1 及び第 2 のトランジスタが導通したときに電流が流れかつ前記第 1 及び第 2 のトランジスタが遮断した時に電流が遮断されるように挿入されたダイオードを含むことを特徴とする出力回路

(発明の詳細な説明の抜粋)

このダイオードとしては、図 1 に示す通常の p - n ダイオードの他に、図 2 に示されるようなトランジスタのベースとコレクタを短絡した等価ダイオードを用いることもできる。

(図面)

図 1



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

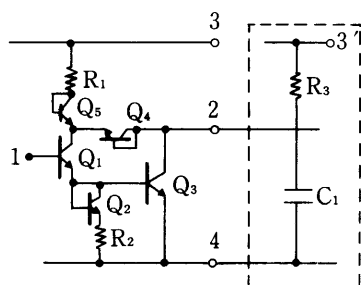
挿入されたトランジスタのベースとコレクタを短絡させた等価ダイオードを含むことを特徴とする出力回路。

(発明の詳細な説明の抜粋)

このダイオードとしては、図 2 に示すトランジスタのベースとコレクタを短絡した等価ダイオードを用いると良い。

(図面)

図 2



[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正により、補正前の「ダイオード」が「トランジスタのベースとコレクタを短絡した等価ダイオード」となった。ここで「ダイオード」とは、図1に示されるp - n接合ダイオードと図2に示される等価ダイオードの両者を具体的に含むものである。

したがって、この補正は、補正前の「ダイオード」を「等価ダイオード」に下位概念化したものであるから、発明特定事項の一部の限定であると認められ、また、発明の課題および利用分野が補正の前後で変更されないから、この補正は請求項の限定的減縮である。

限定的減縮の判断に関する事例 5

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

ノブ

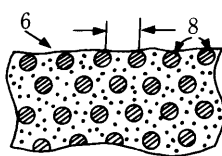
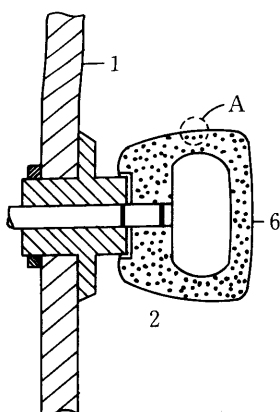
(特許請求の範囲)

被開閉体に取り付けられて該被開閉体を開閉操作する際に把持する把持部を有するノブであって、該把持部表面の少なくとも一部に銅の微細粒子を表面に露出させ、露出させた微細粒子を表面の菌類が繁殖しないような間隔となるように多数混在させてなるノブ

(発明の詳細な説明の抜粋)

これら露出した銅の微細粒子同志の間隔が把持部の表面に付着した菌類がコロニーを形成して繁殖するために必要とされる領域の径より十分小さい値とされ、通常は、 $100\ \mu\text{m}$ 以下に設定することが望ましい。

(図面)



1 ... 被開閉体の一部を構成する扉板、2 ... ノブ
6 ... 把持部、8 ... 銅の微細粒子

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

混在させ、微細粒子同志の間隔を $100\ \mu\text{m}$ 以下に設定させてなるノブ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正後の特許請求の範囲は、微細粒子の間隔を限定しているが、当該限定は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「ノブにおいて表面の菌類が繁殖しないような銅の微細粒子の間隔」を限定したものであり、また当該補正前後の産業上の利用分野及び解決しようとする課題は同一である。

限定的減縮の判断に関する事例 6

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

シリアル型サーマルプリンター

(特許請求の範囲の記載)

ヘッド基板上の一側辺部にこれと平行に多数の発熱抵抗体が連設された発熱抵抗体群とを具備して成るサーマルプリントヘッドを熱転写リボン及び被転写紙または感熱紙を介在させてプラテンゴムに圧接して印字を行うサーマルプリンターにおいて、サーマルプリントヘッドがプラテンゴムに対しその摺動方向に斜めに配置されたことを特徴とするシリアル型サーマルプリンター。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本発明のプリンターにおけるサーマルプリントヘッドはプラテンゴムに対し斜めに配置され、ヘッド基板のヘッド表面の摺動方向に対する適正な角度は1～15°である。

ここで、角度が1°未満の場合、ヘッド基板の上側辺部がプラテンゴムに圧接状態となるため本発明の目的が果たせなくなり、また15°を越えると、ヘッド基板の表面に被着形成された発熱抵抗体が熱転写リボンまたは感熱紙と接触しなく鮮明な印字、印画が望めなくなる。

補正後の明細書

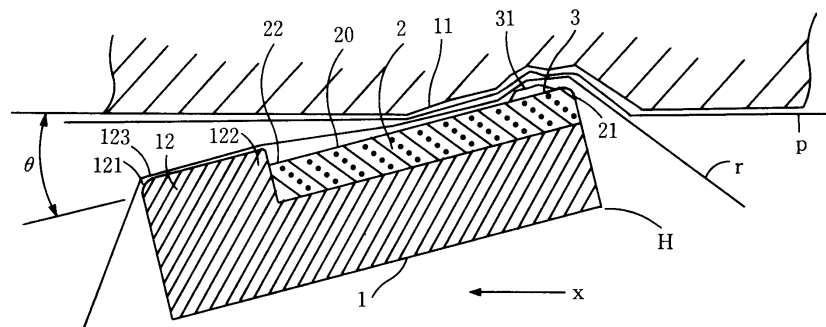
(発明の名称)

(特許請求の範囲の記載)

サーマルプリントヘッドがプラテンゴムに対しその摺動方向に1～15°の角度で斜めに配置されたことを特徴とするシリアル型サーマルプリンター。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)



[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正後の特許請求の範囲は、ヘッドのプラテンゴムへの当接角度を特定しているが、当該補正は、補正前の特許請求の範囲に記載された発明の発明特定事項の一部である「サーマルプリンタにおいてヘッドを斜めに配置する」点について、角度を特定することにより概念的に下位のものにしたものにほかならない。また、当該補正前後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題は同一である。

限定的減縮の判断に関する事例7

類型:発明特定事項の限定

補正前の明細書

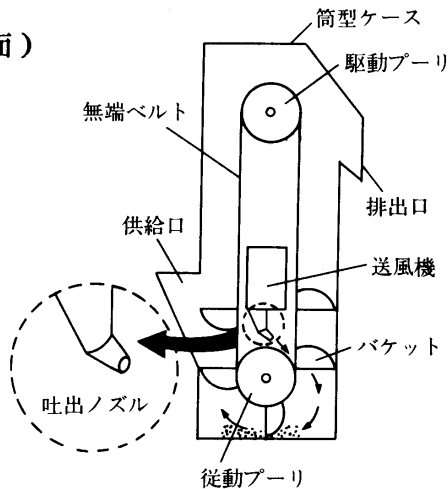
(発明の名称)

バケットコンベア

(特許請求の範囲)

下部に供給口を上部に排出口を有する筒型ケースの上下に駆動プーリと従動プーリとを設け、前記駆動プーリと従動プーリとに複数のバケットを所定間隔に取り付けてなる無端ベルトを掛け回すとともに、前記従動プーリの上方部に該従動プーリの接線方向に向かって突出する吐出ノズルを有する送風機を設けたことを特徴とするバケットコンベア。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

、前記従動プーリの上方部に該従動プーリの接線方向に向かって開口部が縮径し突出する吐出ノズルを有する送風機を設けたことを特徴とするバケットコンベア。

(図面)

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正前発明と補正後発明において、産業上の利用分野及び解決しようとする課題(従動プーリと無端ベルトとの間に落ち込んだ粉粒体を排出・除去する)は同一である。

また、吐出ノズルを開部が縮径するよう補正する点は、吐出ノズルの形状を特定したものであって、補正前発明の発明特定事項(課題解決手段の1つである「バケットコンベアにおける吐出ノズル」)を概念的に下位のものにしたものである。

限定的減縮の判断に関する事例 8

類型：発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

光信号の双方向伝送方法

(特許請求の範囲)

光導波路を介して接続された2つのステーション間に光信号を双方向に伝送するため、信号がその都度ステーション内に配置された光送信器から放出され、光導波路によって形成される伝送区間の終端部では送信器と一体に構成された光受信器により受信されるようにした方法において、

- a) 送信器と受信器が一体構成部材として互いに結合され、
- b) 一方の送信方向の信号は他方の送信方向の送信休止期間中に光導波路を介して伝送され。

(発明の詳細な説明の抜粋)

発光ダイオードとして構成された光送信部をフォトダイオードとして構成された光受信部孔に挿入した構造が有利である。発光ダイオードとしてはGaAs発光ダイオード、又はGaAlAs発光ダイオードが必要な場合バラス型として使用可能である。これに対し、フォトダイオードは例えばピン

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

方法において、

- a) 送信器として発光ダイオードが、受信器としてフォトダイオードが使用され、両者は一体構成部材として互いに結合され、
- b) 一方の送信方向の信号は他方の送信方向の送信休止期間中に光導波路を介して伝送され。

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正によって、「送信器」が「発光ダイオード」、「受信器」が「フォトダイオード」とあると特定されたものであり、補正前の発明の発明特定事項の一部を概念的に下位にしたものにあたり、補正前後の発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題も同一である。

限定的減縮の判断に関する事例 9

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) 化合物 C の製造方法	(発明の名称)
(特許請求の範囲) 化合物 A と化合物 B を反応させる化合物 C の製造方法。	(特許請求の範囲) 化合物 A と化合物 B を <u>80</u> 以上で反応させる化合物 C の製造方法。
(発明の詳細な説明の抜粋) 反応温度は 80 以上が好ましい。	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

この補正は、補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項、すなわち、課題解決手段のいずれの事項の限定でもない。

なお、温度を特定することは、温度条件について言及せずに単に「化合物 A と化合物 B を反応させる」とした課題解決手段を概念的に下位のものにしたとは言えない。

限定的減縮の判断に関する事例 10

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

異常運転防止装置

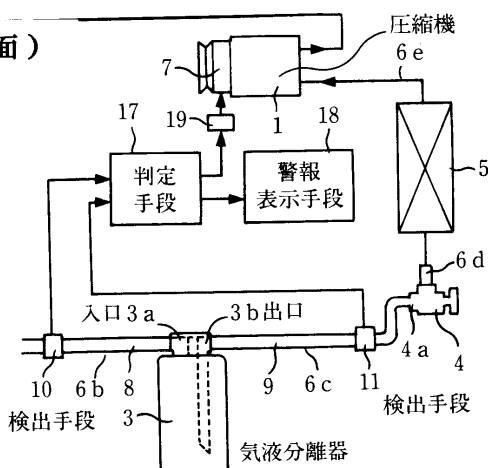
(特許請求の範囲)

気液分離器の冷媒入口及び冷媒出口にそれぞれ気液状態検出手段を設け、この検出手段の検出値により冷凍装置内の冷媒の過不足を判定し、圧縮機を所定時間断続運転させる制御手段を備えることを特徴とした異常運転防止装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

所定時間圧縮機の断続運転を行うことにより、使用者は冷凍装置の異常状態である冷媒の過不足を容易に認知できる。また、過不足を判定したときにランプ、ブザー等の警報装置を用いて異常状態を訴える手段も有効である。

(図面)



[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

冷凍装置の異常状態である冷媒の過不足を使用者に容易に認知させるという、発明の解決しようとする課題は補正前後において変更はないが、補正後の特許請求の範囲に追加さ

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

所定時間断続運転させるとともに警報装置を作動させる制御手段を備えることを特徴とした異常運転防止装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

所定時間圧縮機の断続運転を行うばかりでなく、ランプ、ブザー等の警報装置も作動するので使用者は冷凍装置の異常状態である冷媒の過不足を容易に認知できる。

(図面)

れた「警報装置」は、補正前の発明の発明特定事項（課題解決手段）のいずれの限定とも認められない。（なお、「検出手段の検出値により冷凍装置内の冷媒の過不足を判定し、圧縮機を所定時間断続運転させる制御手段」を概念的に下位にしたものとは言えない。）

限定的減縮の判断に関する事例 11

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

ドアの錠装置

(特許請求範囲)

錠の固定位置を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する盗難防止用の錠位置検知手段と、上記錠に対する鍵を持った人の手の接近を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する接近検知手段と、その錠を持った人の手が錠に接近した時に該錠を照明する照明手段を設けたことを特徴とするドアの錠装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

一对の受光素子及び発光素子を用いて錠位置及び人の手の接近を検知するため、ドアノブを探す必要がなくなり、暗い場所でのキーシリンダーの開閉操作が容易となり、さらに検知手段の動作によりタイマー接点を所定時間オンするタイマー部を設け一定時間照明させることにより、電源の消費電力を小さくすることができるという効果が得られる。

(図面の簡単な説明)

1... ドア、3... キーシリンダ (錠)
9... キー (錠)、12... 発光素子、
13... 受光素子、15... 照明手段、
17... タイマー部、18... 受光素子

補正後の明細書

(発明の名称)

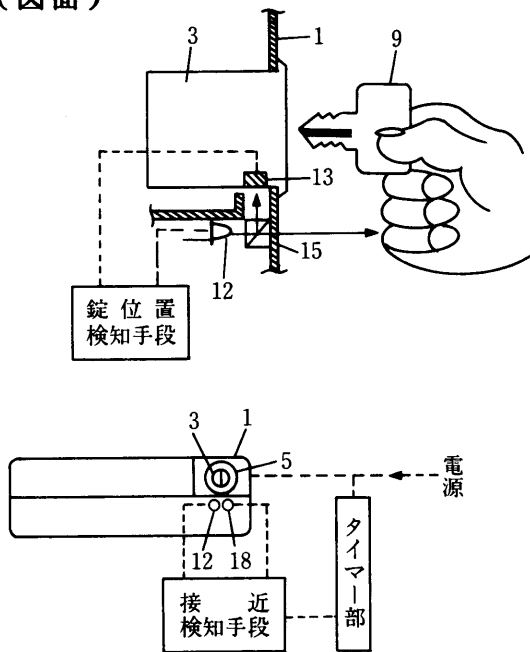
(特許請求範囲)

錠の固定位置を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する盗難防止用の錠位置検知手段と、上記錠に対する鍵を持った人の手の接近を一对の発光素子及び受光素子を用いて検知する接近検知手段と、その錠を持った人の手が錠に接近した時に該錠を照明する照明手段を設けるとともに、接近検知手段の作動によりタイマー接点が所定時間オンとなり、一定時間照明できるタイマー部を設けたことを特徴とするドアの錠装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面の簡単な説明)

(図面)



(図面)

.....

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正により追加された「タイマー部」は、補正前発明の課題解決手段、すなわち発明特定事項（例えば、「ドアの錠装置における錠位置検知手段」「ドアの錠装置における照明手段」等）のいずれを概念的に下位にしたものともいえないから、発明特定事項の限定といえない。

また、補正前の発明の課題が「暗い場所でのキーシリンダーの開閉操作を容易とする」点にあるのに対して、補正後の課題には「電源の消費電力を小さくする」ことが追加されており、この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないから、補正前後の発明の解決しようとする課題も同一ではない。

限定的減縮の判断に関する事例 12

類型: 発明特定事項の限定

補正前の明細書

(発明の名称)

ガイダンス機能付き入力装置

(特許請求の範囲)

表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示するガイダンス機能付き入力装置。

(発明の詳細な説明)

表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示することにより、操作者に入力すべき項目を的確に指示できる。さらに、音声による案内機構を付加すればさらに効果的である。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を点滅表示するとともに、スピーカーを設け、入力すべき項目を音声案内するガイダンス機能付き入力装置。

(発明の詳細な説明)

表示画面上にタッチパネルを設け、表示画面の表示位置に対応した部分に触れることにより、必要とするデータを入力する入力装置において、次に入力すべき部分の表示箇所を的確に指示でき、音声による案内機構を有しているからさらに効果的である。

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

この補正は、ガイダンス手段として音声による手段を付加することにより特許請求の範囲を減縮するものであるが、補正により追加された「スピーカー」は補正前の請求項に記載されたいずれの課題解決手段の下位概念化にも該当しないので、発明特定事項の限定に当たらない。(「次に入力すべき部分の表示箇所を点滅するガイダンス機能」の下位概念化とはいえない)

限定的減縮の判断に関する事例 13

類型: 発明特定事項の限定/解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) イカ煎餅	(発明の名称)
(特許請求の範囲) イカすり身に粉末状大豆蛋白、香辛料、調味料及び小麦粉を加えたものを材料とするイカ煎餅。	(特許請求の範囲) イカすり身に粉末状大豆蛋白、香辛料、調味料及び小麦粉を加えたものを材料とするイカの形状をしたイカ煎餅。
(発明の詳細な説明の抜粋) 材料を加え混練した後に、イカの形状に成形し、	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

イカ煎餅の形状を限定することは、補正前の特許請求の範囲に記載された発明の発明特定事項、すなわち、課題解決手段（イカ煎餅の材料として採用されるイカすり身、粉末状大豆蛋白、香辛料、調味料、小麦粉等）のいずれを概念的に下位にするものでもない。したがって、課題解決手段の全部である「イカすり身に……イカ煎餅」を概念的に下位のものにしたとも言えない。（なお、「イカ煎餅」は、それ単独では課題解決手段とは言えないから、「イカ煎餅」の下位概念化であるとして限定に相当すると認めることもできない。）

さらに、発明が解決しようとする課題が、補正前の発明では食感の良好なイカ煎餅の提供であったのに対して、補正後の発明においてはイカが主原料であることがその形状から明確に見て取れることを追加している。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでなく、技術的に密接に関連しているとはいえないから、この補正は、発明が解決しようとする課題を変更するものでもある。

限定的減縮の判断に関する事例 14

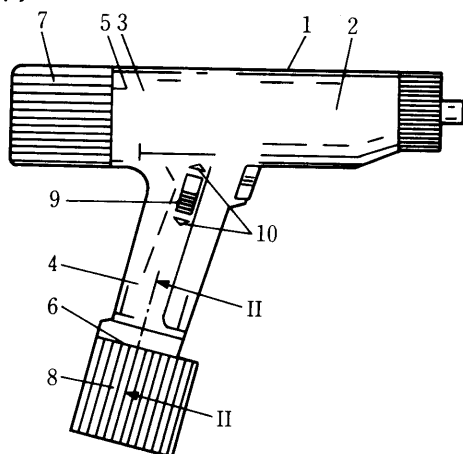
類型: 発明特定事項の限定/解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)
電動工具装置

(特許請求の範囲)
ハウジング 2 にそれぞれ別個のハンドル (3, 4) を設けた電動工具装置において、バッテリーパック (7, 8

(図面)



) をハンドル (3, 4) のそれぞれの自由端部 (5, 6) に設けたことを特徴とする電動工具装置。

(詳細な説明中に発明)

重量バランスを図ることができる。 切替スイッチ回路

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

それぞれの自由端部 (5, 6) に設け、前記バッテリーパック (7, 8) のうち最高の充電状態になっている方を電力供給用を選択する切替スイッチ回路を有することを特徴とする電動工具装置。

(図面)

[結論] 限定的減縮に該当しない。

[説明] 切り替えスイッチ回路は、補正前発明の課題解決手段、すなわち発明特定事項(例えば「電動工具装置においてハンドルのそれぞれの自由端部に設けたバッテリーパック」「電動工具装置においてハウジングにそれぞれ個別に設けられたハンドル」等)のいずれを概念的に下位にしたものともいえないから、発明特定事項の限定といえない。

また、補正前の発明では、解決しようとする課題がバッテリーパックを分散配置することにより重量のバランスを図る点にあったが、補正後の発明では、充電状態の良好な方の

バッテリーから電力を使用できるようにして、バッテリーの効率的利用が行えるようにする課題を有するようになっている。この課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するとはいえないから、この補正は、課題を変更するものである。

限定的減縮の判断に関する事例 15

類型: 発明特定事項の限定/解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

圧力式高度計付き電子腕時計

(特許請求の範囲)

流体圧力を測定するために歪センサを形成した半導体ダイアフラムと、該歪センサの出力を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを、ムーブメントに内蔵した電子腕時計。

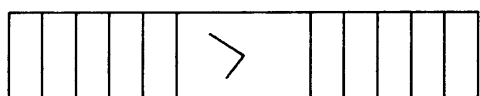
(発明の詳細な説明の抜粋)

この発明は、潜水、登山、ハングライダー等をする際に便利な、計時情報と高度情報とを示す腕時計を提供することを目的とする。

半導体ダイアフラムに形成した歪センサにより、水中においては水圧を検出して水深を、陸上においては気圧を検出して高度を、知ることができる。

半導体ダイアフラム上に、歪センサの出力信号を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを、半導体薄膜回路で形成すれば、ムーブメントをより薄型軽量化できる。

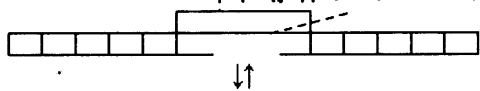
(図面) 腕時計



(平面図)

ムーブメント

半導体ダイアフラム



(断面図)

流体圧

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

流体圧力を測定するために歪センサを形成した半導体ダイアフラムと、該歪センサの出力を高度信号に変換する演算回路と計時回路とを該ダイアフラム上に半導体薄膜回路で形成し、ムーブメントに内蔵した電子腕時計。

(発明の詳細な説明の抜粋)

この発明は、潜水、登山、ハングライダー等をする際に便利な、計時情報と高度情報とを示す腕時計のムーブメントをより薄型軽量化することを目的とする。……

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正前の発明の解決しようとする課題は「計時情報と高度情報とを示す腕時計を提供すること」であったのに対し、補正後の発明の解決しようとする課題は「ムーブメントの薄型軽量化」であるから、補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、補正前後の課題は技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、補正前後の発明の解決しようとする課題は同一ではない。

また、「電子腕時計において演算回路と計時回路とを該ダイヤフラム上に半導体薄膜回路で形成すること」は、補正前発明の発明特定事項のいずれを概念的に下位にしたものとも言えないから、発明特定事項を限定するものと認めることもできない。

限定的減縮の判断に関する事例 16

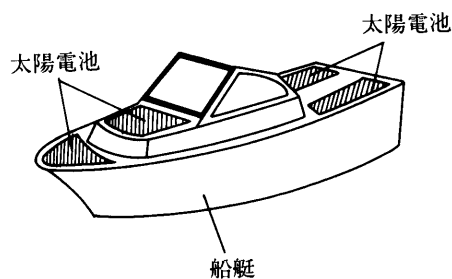
類型: 解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)
カバーシート

(特許請求の範囲)
蓄電池の充電器に接続された太陽電池が上面に張設された船艇を覆う、透光性素材で形成されたカバーシート。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

太陽電池の上面に位置する部分以外を遮光性素材とした透光性素材で形成されたカバーシート。

(図面)

[結論] 限定的減縮に該当しない。

[説明] 補正前の発明では、解決しようとする課題が「バッテリー上がりを防止するとともに風雨から太陽電池を保護する」ことであつたのに対し、補正後には、「紫外線の影響から船艇のみを保護する」という新たな課題が加わっている。この課題は補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するものとはいえず、この補正は解決しようとする課題を変更するものである。

限定的減縮の判断に関する事例 17

類型:解決しようとする課題の同一性

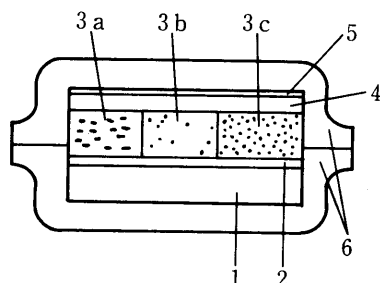
補正前の明細書

(発明の名称)
面状発光装置

(特許請求の範囲)
ガラス基板上に、透明電極、発光層、誘導体層、背面電極を順次積層して成る発光素子を、防湿性のフィルムにて被覆したことを特徴とする面状発光装置。

(図面の簡単な説明)
1...ガラス基板、2...透明電極、
3a,3b,3c...発光層、4...誘導体層
5...背面電極、6...防湿性のフィルム

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

防湿性のフィルムにて被覆するとともに、前記発光層が異なる発光色を呈する複数の発光層から成ることを特徴とする面状発光装置。

(図面)

[結論] 限定的減縮に該当しない。

[説明] 解決しようとする課題が、補正前発明では防湿であったが、補正後においては、多色発光の実現を新たに加えたものとなっている。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、この補正は解決しようとする課題を変更するものである。

限定的減縮の判断に関する事例 18

類型: 解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

フィルタ装置

(特許請求の範囲)

エンジン排気ガスの通路に面して多数のセルをもつフィルタを設けるとともに、その上流にバーナを設けたエンジンのフィルタ装置において、フィルタをそのセル通過面積が中央部で小さく、外周に近づくほど大きくなるように形成したことを特徴とするエンジンのフィルタ装置。

(図面)

図 1

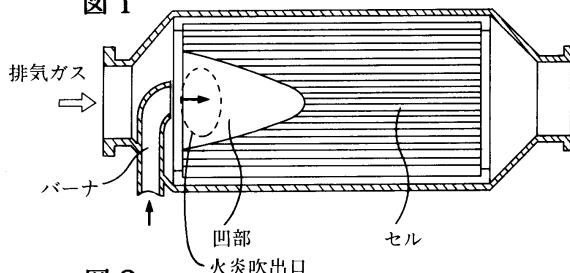
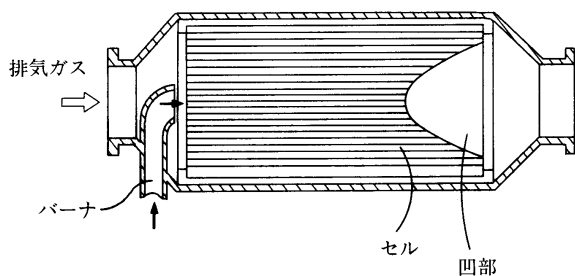


図 2



補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲)

大きくなるように形成するとともに、フィルタの上流側端面に開口凹部を形成したことを特徴とするエンジンのフィルタ装置。

(図面)

図 1

(図 2 は削除)

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正前の課題は、排気ガスの熱によるフィルタの熱分布を中央部から外周にわたって均一になるようにすることであるが、補正後の課題には、バーナの火炎吹出口付近における

フィルタの局部加熱を防止することを新たに加えたものとなっている。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないものである。したがって、この補正は解決しようとする課題を変更するものである。

限定的減縮の判断に関する事例 19

類型:解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(特許請求の範囲)

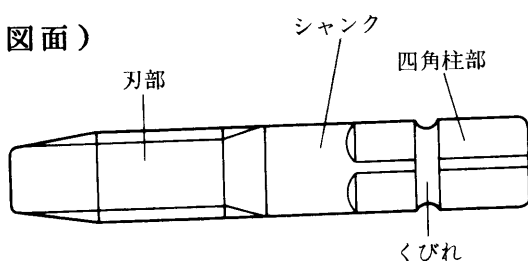
シャンクにくびれを設けたタップ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

タップに過負荷が作用した場合に、くびれ部分に応力集中を生じさせることによりシャンク部で破断させ、タップがワーク内で折れ込むことを防ぐ。

タップがくびれ部分で破断した後、残った部分の四角柱部をタップハンドルに把持させることにより、タップを容易に回転させて抜き出すことができる。

(図面)



[結論] 限定的減縮に該当しない。

[説明] 発明の解決しようとする課題が、補正前の発明ではシャンクの任意箇所に設けたくびれ部分に応力集中を生じさせることによりくびれ部で破断させ、タップの刃部のみがワーク内で折れ込むことを防ぐ。すなわち、ワーク外部にタップの一部が飛び出した状態で破断するようになることにより、折れたタップの突き刺さった不良品を容易に発見できることから、タップが折れ込んだことを容易に発見可能にすることであった。これに対して、補正後の発明においては、くびれをシャンクの四角柱部の中央付近に設けるようにすれば、タップがくびれ部分で破断した後、残った部分の四角柱部をタップハンドルに把持させることにより、タップを容易に回転させて抜き出すことができることから、破断したタップの把持と抜き取りの容易化という課題を追加するものとなっている。この補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連しているとはいえないから、この補正は、発明が解決しようとする課題を変更するものである。

補正後の明細書

(特許請求の範囲)

シャンクにくびれを設け、シャンクの四角柱部をくびれの両側にわたって延在させたタップ。

(発明の詳細な説明の抜粋)

(図面)

限定的減縮の判断に関する事例 20

類型:解決しようとする課題の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

トランプ組み合わせゲーム装置

(特許請求の範囲の記載)

起動信号発生手段により制御回路を
作動させて電動機回路を一時的に閉路
しトランプ画紙を付着した複数個の表
示ドラムを一時的に回転させ、表示ド
ラムと駆動軸とを一方向クラッチを介
して駆動連結し、電動機の停止後も表
示ドラムの慣性により遊転させ、表示
ドラムの表示トランプを不規則に変化
させることを特徴とするトランプ組み
合わせゲーム装置。

(発明の詳細な説明の抜粋)

本発明は複数のドラム表示体を用い
たトランプ組み合わせゲームにおいて
、単一の駆動源を用いた場合でも複数
のドラムの停止位置を各々独立にする
ことにより、表示トランプを不規則に
変化させるものであり、従来のトラン
プ組み合わせゲームよりもより偶然性
の大きなゲーム装置を提供することを
目的とする。

なお、起動信号を発生する起動信号
発生手段としては、起動スイッチのほ
かに、光センサーへの光入力を検出し
て、起動信号を発生するように構成す
ることもできる。起動信号発生手段と
して光センサの検出信号を用いた場合
には、光線銃の入射光を検出して起動
することができるため、光線銃の的
として使用することができる。

補正後の明細書

(発明の名称)

(特許請求の範囲の記載)

光線銃の入射光を検出することによ
り起動信号を発生する起動信号発生手
段により

(発明の詳細な説明の抜粋)

本発明は光線銃の光線の入射光を用
いて、ドラムを駆動させることにより
、光線銃の的として用いることができ
る新規なトランプ組み合わせゲーム装
置を提供することを目的とする。

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

補正後の特許請求の範囲は、「起動信号発生手段」を「光線銃の入射光を検出することにより起動信号を発生する起動信号発生手段」と限定しているものであり、当該限定は補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項の一部である「トランプ組み合わせゲーム装置における起動信号発生手段」を限定したものである。

しかし、当該補正により、発明の解決しようとする課題が補正前の「偶然性の大きなトランプ組み合わせゲーム装置を得ること」から、「光線銃の的として使用することができるトランプ組み合わせゲーム装置を得ること」に変更されている。補正後の課題は、補正前の課題を概念的に下位にしたものでも、同種のものでもないなど、技術的に密接に関連するとはいえないから、この補正は課題を変更するものである。

限定的減縮の判断に関する事例 21

類型：産業上の利用分野の同一性

補正前の明細書

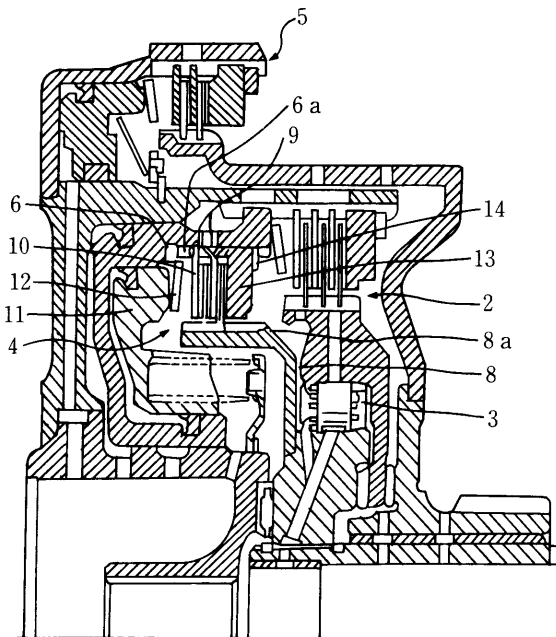
(発明の名称)

クラッチ

(特許請求の範囲)

回転軸と
を特徴とするクラッチ。

(図面)



補正後の明細書

(発明の名称)

自動変速機用クラッチ

(特許請求の範囲)

回転軸と
を特徴とする自動変速機用クラッチ。

(図面)

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

自動変速機は、クラッチが組み込まれる最も代表的なものの一つであるから、クラッチと自動変速機用クラッチとは技術的に密接に関連する発明の技術分野である。

また、この補正は、補正前の課題解決手段の全部である「回転軸と を特徴とするクラッチ」を概念的に下位にしたものであるから、補正前の発明の発明特定事項を限定したものであり、さらに、補正前後で発明の解決しようとしている課題も同一である。

限定的減縮の判断に関する事例 22

類型:産業上の利用分野の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

電気弦楽器用弦

(特許請求の範囲)

鋳鉄からなる鋼線の上に青銅からなるメッキ層及びその上にニッケルからなるメッキ層からなる耐食性合金の皮膜を有する電気弦楽器用弦。

(発明の詳細な説明の抜粋)

.....本発明の電気弦楽器用弦は、強い耐腐食性を持っているので、電気ギター、電気バイオリン等、手の汗等による腐食が問題となる電気弦楽器用弦として好適である。また、電気ピアノ用弦としても室内環境による腐食が少なく、やはり好適である。

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正により、本願発明の技術分野が電気弦楽器用弦から電気ギター用弦となった。しかし、電気弦楽器の下位概念である各種楽器のうち、最も代表的なものの1つが電気ギターであるから、補正前の発明の技術分野と補正後の発明の技術分野は技術的に密接に関連するものと認められる。したがって、この補正前後の発明の産業上の利用分野は同一と認められる。また、この補正は、補正前発明の課題解決手段の全部である「鋳鉄からなる.....皮膜を有する電気弦楽器用弦」を概念的に下位のものとしたものであるから、補正前発明の発明特定事項を限定したものである。さらに、補正前後で、発明の解決しようとする課題は変更されていない。

補正後の明細書

(発明の名称)

電気ギター用弦

(特許請求の範囲)

電気ギター用弦。

(発明の詳細な説明の抜粋)

.....本発明の電気ギター用弦は、強い耐腐食性を持っているので、手の汗等による腐食が問題となる電気ギター用弦として好適である。

限定的減縮の判断に関する事例 23

類型：産業上の利用分野の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

平面表示パネル

(特許請求の範囲)

制御用端子と

を有してなる平面表示パネル。

(発明の詳細な説明の抜粋)

なお、上述した例は、プラズマ・ディスプレイ・パネルに本発明を適用した場合であるが、他の各種平面表示パネルに本発明を適用しても同様の効果を奏しめることは明らかである。

補正後の明細書

(発明の名称)

プラズマ・ディスプレイ・パネル

(特許請求の範囲)

制御用端子と

を有してなるプラズマ・ディスプレイ・パネル。

(発明の詳細な説明の抜粋)

上述したように、本発明は、プラズマ・ディスプレイ・パネルに適用すると優れた効果を奏する。

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

この補正により、「平面表示パネル」は「プラズマ・ディスプレイ・パネル」に補正された。

しかし、「プラズマ・ディスプレイ・パネル」は「平面表示パネル」の一つであるから、補正前の発明の技術分野と補正後の技術分野は技術的に密接に関連するものであると認められる。したがって、この補正の前後の発明の産業上の利用分野は同一であると認められる。

また、この補正は補正前発明の課題解決手段の全部である「制御用端子と平面表示パネル」を概念的に下位にしたものであり、発明特定事項の限定である。さらに、発明の課題も補正前後で変更されていない。

限定的減縮の判断に関する事例 24

類型:産業上の利用分野の同一性

補正前の明細書	補正後の明細書
(発明の名称) <u>化粧料</u>	(発明の名称) <u>化粧水</u>
(特許請求の範囲) (a)多価アルコール (b)尿素 (c)アニオン界面活性剤 (d)カチオン界面活性剤 の配合されている <u>化粧料</u> 。	(特許請求の範囲) (a)多価アルコール (b)尿素 (c)アニオン界面活性剤 (d)カチオン界面活性剤 の配合されている <u>化粧水</u> 。
(発明の詳細な説明の抜粋) 化粧料としては、例えば、乳液、 クリーム、化粧水、整髪料、クレンジ ングクリーム、シャンプー、リンス等 が含まれる。	(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当する。

[説明]

補正により、本願発明の技術分野が化粧料から化粧水となった。しかし、化粧料の下位概念である各種化粧料のうち、最も代表的なものの1つが化粧水であるから、補正前の発明の技術分野と補正後の発明の技術分野は技術的に密接に関連するものと認められる。したがって、この補正前後の発明の産業上の利用分野は同一と認められる。また、この補正は、補正前発明の発明特定事項の全部である「(a)多価アルコールの配合されている化粧料」を概念的に下位にしたものであるから、補正前発明の発明特定事項を限定したものである。さらに、補正前後で、発明の解決しようとする課題は同一である。

限定的減縮の判断に関する事例 25

類型:産業上の利用分野の同一性

補正前の明細書

(発明の名称)

界面活性剤 A

(特許請求の範囲)

物質 A からなる界面活性剤

(発明の詳細な説明の抜粋)

この界面活性剤は洗剤、乳化剤、分散剤等、その界面活性作用を利用した通常の利用形態が考えられる。……さらに、この界面活性作用を殺虫剤としても利用することができる。

補正後の明細書

(発明の名称)

殺虫剤用界面活性剤 A

(特許請求の範囲)

物質 A からなる殺虫剤用界面活性剤

(発明の詳細な説明の抜粋)

[結論]

限定的減縮に該当しない。

[説明]

殺虫剤用界面活性剤は界面活性剤の特殊な用途であり、界面活性剤の代表的な用途ではない。また、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤」の技術分野は、特に関連性を有しないので、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤用界面活性剤」の技術分野は、技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、補正前後の発明の産業上の利用分野は同一ではない。